投資信託説明書(請求目論見書)

2025年10月18日

ひふみクロスオーバーpro

追加型投信/内外/株式

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書(請求目論見書)です。

この目論見書により行なう「ひふみクロスオーバーpro」の募集について、発行者であるレオス・キャピタルワークス株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年10月17日に関東財務局長に提出しており、2025年10月18日にその届出の効力が生じております。

有価証券届出書提出日 : 2025年10月17日

発行者名: レオス・キャピタルワークス株式会社

代表者の役職氏名 : 代表取締役社長 藤野 英人

本店の所在の場所 : 東京都千代田区丸の内一丁目 11 番 1 号

有価証券届出書の写しを縦覧

に供する場所

該当はありません

レオス・キャピタルワークス株式会社



目 次

		頁
第一部 証	E券情報	····· 1
第二部 フ	アンド情報	4
第1	ファンドの状況	4
1	ファンドの性格	4
2	投資方針	12
3	投資リスク	22
4	手数料等及び税金	·····27
5	運用状況	•••••30
第2	管理及び運営	•••••37
1	申込(販売)手続等	•••••37
2	換金(解約)手続等	38
3	資産管理等の概要	39
4	受益者の権利等	•••••42
第3	ファンドの経理状況	•••••44
1	財務諸表	•••••47
2	ファンドの現況	66
第4	内国投資信託受益証券事務の概要	·····67
第三部 委	託会社等の情報	68
第1	委託会社等の概況	68
1	委託会社等の概況	68
2	事業の内容及び営業の概況	•••••70
3	委託会社等の経理状況	·····71
4	利害関係人との取引制限	97
5	その他	97

<添付>

投資信託約款

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

ひふみクロスオーバーpro

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

「ひふみクロスオーバーpro」(以下、「当ファンド」といいます。)は、レオス・キャピタルワークス株式会社(以下、必要に応じて「委託会社」といいます。)を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社(以下、必要に応じて「受託会社」といいます。)を受託者とする契約型の追加型証券投資信託です。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。

委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には、無記名式や記名式の形態はありません。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

5兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日※1の基準価額※2とします。

なお、収益分配金の再投資については、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。 当ファンドの基準価額は、販売会社または下記の照会先にお問い合わせください。また、当ファンド の基準価額は、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

> レオス・キャピタルワークス株式会社 レオス営業部 電話番号 03-6266-0129

照会先

※レオス・キャピタルワークス株式会社に口座がある方専用 コミュニケーション・センター 電話番号 03-6266-0123

受付時間 営業日の午前9時~午後5時 ホームページアドレス https://www.rheos.jp/

- ※1 営業日とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日(以下「祝日」といいます。)ならびに毎年12月31日、1月2日および1月3日(以下「年末年始」といいます。)以外の日をいいます。
- ※2 基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除して得た価額をいいます。当ファンドは、1万口当たりの価額で表示します。

(5)【申込手数料】

申込金額(取得申込日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額)に、3.3%(税抜3.0%)を上限として販売会社が定める手数料率*を乗じて得た額とします。

「自動けいぞく投資コース」(分配金再投資)の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、収益分配金から税金を差し引いた後、無手数料で決算日の基準価額にて再投資されます。

※ 当該手数料率は、販売会社にお問い合わせください。

(6) 【申込単位】

販売会社が定める単位とします。販売会社によって異なりますので、詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2025年10月18日から2026年4月17日まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

申込期間中、販売会社にて申込みを取り扱います。

販売会社に関しては、下記の照会先までお問い合わせください。

販売会社により全ての支店・営業所等で取扱いをしていない場合があります。詳しくは販売会社にお 問い合わせください。

照会先

レオス・キャピタルワークス株式会社 レオス営業部 電話番号 03-6266-0129

※レオス・キャピタルワークス株式会社に口座がある方専用 コミュニケーション・センター 電話番号 03-6266-0123

受付時間 営業日の午前9時~午後5時 ホームページアドレス https://www.rheos.jp/

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込代金を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。 申込期間における各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって追加信託が行なわれる日に、 委託会社の指定する口座を経由して追加信託金として、受託会社の指定するファンドロ座に払い込ま れます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込みを行なった販売会社にて払込みの取扱いを行ないます。

販売会社に関しては、前記(8)「申込取扱場所」照会先までお問い合わせください。

販売会社により全ての支店・営業所等で取扱いをしていない場合があります。詳しくは販売会社にお 問い合わせください。

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権に係る振替機関は、株式会社 証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

申込みの方法等

- イ. 当ファンドの取得申込みは、前述の(8)「申込取扱場所」において、申込期間中の販売会社 の営業日に行なうことができます。当該受益権の価額は、お申込日の翌営業日における基準価 額とします。申込み単位は販売会社にお問い合わせください。
- ロ. 収益分配金の受取方法により、2つのコースがあります。
 - ・「一般コース」 収益の分配時に収益分配金をお受取りになれます。
 - ・「自動けいぞく投資コース」収益分配金が税引き後、再投資されます。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込みを行なう投資者は販売会社との間で 自動けいぞく投資契約を締結します。また、この当該契約については、同様の権利義務関係を 規定する名称の異なる契約を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるもの とします。

いずれのコース共に申込単位は販売会社が定めるものとします。ただし、「自動けいぞく投資

コース」において収益分配金を再投資する場合は、1円以上1円単位とします。

申込コースは、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

販売会社に関しては、(8)「申込取扱場所」の照会先までお問い合わせください。

- ハ. ニューヨーク証券取引所またはナスダック証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日(販売会社の休業日を除きます。)には、受益権の取得および換金の申込みの受付けは行ないません。
 - 申込受付中止日は、販売会社にお問合わせください。
- 二. 申込証拠金はありません。申込代金には、利息はつきません。
- ホ. 本邦以外の地域における発行は、ありません。
- へ.金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引 法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)における取引 の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(流動性の極端な減少 ならびに資金の受渡しに関する障害等)がある場合には、委託会社は購入、換金の申込みの受 付けを中止すること、およびすでに受付けた購入、換金の申込みの受付けを取消すことがあり ます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

①当ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として、ひふみ投信マザーファンドおよびひふみクロスオーバーマザーファンド(以下、個別にまたは総称して「マザーファンド」ということがあります。)の受益証券を通じて、国内外の上場株式および未上場株式に投資を行ないます。

②信託金の限度額

5兆円を限度として信託金を追加できるものとします。ただし、受託会社と合意のうえ、当該信託 金限度額を変更することができます。

③基本的性格

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく、当ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

○商品分類

F1 FF 7 4 7 9 7 1					
単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)			
	国内	株式			
単位型投信		債券			
	海外	不動産投信			
追加型投信		その他資産			
	内外	資産複合			

⁽注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

○属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式		グローバル		
一般	年1回	(日本を含む)	ファミリーファンド	
大型株		日本		
中小型株	年2回	北米	ファンド・オブ・ ファンズ	
債券		欧州		あり
一般	年4回	アジア		()
公債		オセアニア		
社債	年6回(隔月)	中南米		
その他債券		アフリカ		
クレジット属性	年12回(毎月)	中近東 (中東)		なし
不動産投信		エマージング		
その他資産	日々			
(投資信託証券 (株式 一般))				
資産複合				
資産配分固定型	その他			
資産配分変更型				

⁽注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載 しております。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券(株式 一般)))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(株式)とが異なります。

<商品分類の定義>

- 1. 単位型投信・追加型投信の区分
 - (1) 単位型投信: 当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンドをいう。
 - (2) 追加型投信:一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
- 2. 投資対象地域による区分
 - (1)国内:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - (2)海外:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - (3) 内外:目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
- 3. 投資対象資産による区分
 - (1)株式:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - (2)債券:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - (3)不動産投信(リート):目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - (4) その他資産:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記 (1) から(3) に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併 記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
 - (5)資産複合:目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
- 4. 独立した区分
 - (1)MMF (マネー・マネージメント・ファンド):MRF及びMMFの運営に関する規則(以下「MRF等規則」という。)に定めるMMFをいう。
 - (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド):MRF等規則に定めるMRFをいう。
 - (3) ETF:投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に 規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場 証券投資信託をいう。

<補足として使用する商品分類>

- (1)インデックス型:目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型:目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

- 1. 投資対象資産による属性区分
- (1)株式
- ①一般:次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②大型株:目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③中小型株:目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものを

いう。

(2)債券

- ①一般:次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②公債:目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③社債:目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④その他債券:目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の 記載があるものをいう。
- ⑤格付等クレジットによる属性:目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。
- (3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行なわないものとする。

(4) その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ①資産配分固定型:目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ②資産配分変更型:目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- 2. 決算頻度による属性区分
- ①年1回:目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- ②年2回:目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- ③年4回:目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- ④年6回(隔月):目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑤年12回(毎月):目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑥日々:目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑦その他:上記属性にあてはまらない全てのものをいう。
- 3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)
- ①グローバル:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- ②日本:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の 記載があるものをいう。
- ③北米:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする 旨の記載があるものをいう。
- ④欧州:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする 旨の記載があるものをいう。
- ⑤アジア:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑥オセアニア:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産 を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑦中南米:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉と する旨の記載があるものをいう。
- ⑧アフリカ:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑨中近東(中東):目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産 を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑩エマージング:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域 (新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- 4. 投資形態による属性区分
- ①ファミリーファンド:目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズ にのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- ②ファンド・オブ・ファンズ:「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
- 5. 為替ヘッジによる属性区分
- ①為替ヘッジあり:目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替の ヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- ②為替ヘッジなし:目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。
- 6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分
- ① 目 経 225
- **②**TOPIX
- ③その他の指数:前記指数にあてはまらない全てのものをいう。
- 7. 特殊型
- ①ブル・ベア型:目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- ②条件付運用型:目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- ③ロング・ショート型/絶対収益追求型:目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右され にくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があ るものをいう。
- ④その他型:目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない 特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。
- ※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ(https://www.toushin.or.jp/)でもご覧頂けます。

④当ファンドの特色

「ひふみクロスオーバーpro」は、マザーファンドを通じて中長期的な信託財産の成長を図るため、次の仕組みで運用します。

特色

1

国内外の未上場株式と上場株式を主要な投資対象とします。

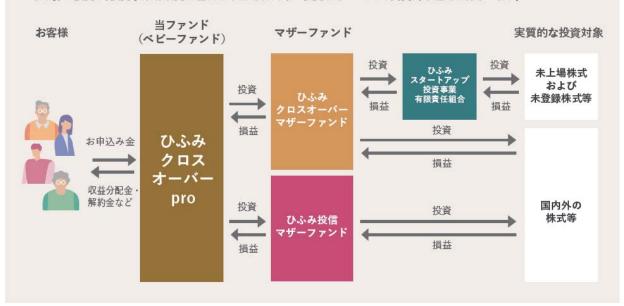
「ひふみクロスオーバーマザーファンド」および「ひふみ投信マザーファンド」への投資を通じて、主に成長が期待できる国内外の未上場株式と上場株式に投資します。

未上場株式への投資は、レオス・キャピタルパートナーズが運用する「ひふみスタートアップ投資 事業有限責任組合 | を通じて行ないます。

運用はファミリーファンド方式により、マザーファンドを通じて行ないます。

ファミリーファンド方式とは、ベビーファンド(ひふみクロスオーバーpro)の資金をマザーファンドに投資して、マザーファンドが 実際に有価証券に投資することにより、その実質的な運用を行なう仕組みです。

未上場株式等への投資は、マザーファンドから投資事業有限責任組合契約に基づく権利(以下、「投資事業有限責任組合」といいます。)に投資し、投資事業有限責任組合が未上場株式等へ投資することにより実質的な運用を行ないます。



^{特色} **ク**

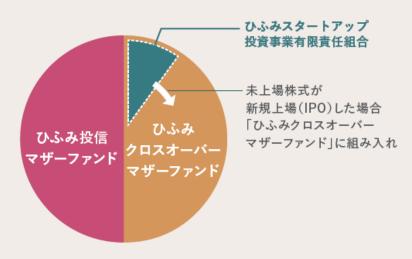
未上場株式に投資を行ない上場後も投資し続ける クロスオーバー投資を行ないます。

長期的な将来価値に対してその時点での市場価値が割安と考えられる上場株式への投資に加え、 新規上場後も継続的な成長が期待される未上場株式に投資を行ないます。

クロスオーバー投資**を通じて、さまざまな成長ステージの企業を応援します。

※クロスオーバー投資とは、未上場株式と上場株式の両方に投資することを指します。

ひふみクロスオーバーproの組入資産のイメージ図



※上記は組入状況のイメージです。各マザーファンドおよび投資事業有限責任組合の組入状況は、市場動向や運用の状況によって変動します。
※設定当初は「ひふみ投信マザーファンド」の比率が高く、「ひふみクロスオーバーマザーファンド」の比率が低くなります。運用経過に応じて、徐々に「ひふみクロスオーバーマザーファンド」の割合が高くなり、「ひふみ投信マザーファンド」の比率が低くなっていく予定です。

※運用状況や当ファンドの設定解約の状況により、実質的に組み入れる未上場株式の比率が純資産総額の15%を超える場合や同一銘柄の組入比率が10%を超える場合は、「ひふみクロスオーバーマザーファンド」が保有する投資事業有限責任組合の持ち分をSBIグループの投資会社または委託会社の関係会社に公正価値で売却することで、実質的な未上場株式への投資割合を低下させます。

■ ひふみ投信マザーファンド

国内外の上場株式を主要な投資対象とし、 市場価値が割安と考えられる銘柄を選別し て長期的に投資します。

- ・国内外の長期的な経済循環や経済構造の 変化、経済の発展段階等を総合的に勘案して、適切な国内外の株式市場を選びます。
- ・長期的な産業のトレンドを勘案しつつ、長期的な将来価値に対してその時点での市場価値が割安と考えられる銘柄に長期的に選別投資します。
- 外貨建資産については、原則として為替 ヘッジを行ないません。

■ ひふみクロスオーバー マザーファンド

主に未上場株式と組入時点でIPO後5年以内の株式に投資します。

- ・「ひふみクロスオーバーマザーファンド」から 「ひふみスタートアップ投資事業有限責任 組合」に投資を行ない、投資事業有限責任組 合への投資を通じて未上場株式への投資を 行ないます。
 - ※「ひふみクロスオーバーマザーファンド」において、「ひふみスタートアップ投資事業有限責任組合」への投資割合は、常時50%未満とします。
- ・投資事業有限責任組合に組み入れられた未上 場株式が上場した場合は、「ひふみクロスオー バーマザーファンド」に時価で組み入れます。
 - ※上場後も「ひふみスタートアップ投資事業有限責任 組合」で投資を継続する場合もあります。

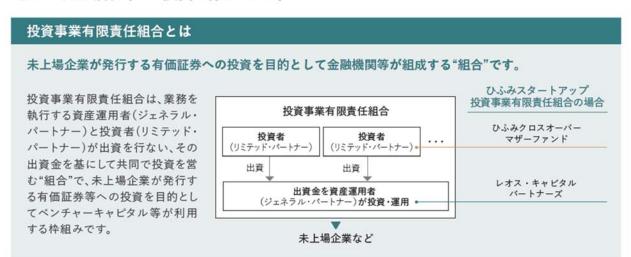
未上場株式、上場株式への投資にあたっては、定性・定量*の両方面から徹底的な調査・分析を行 ない、業種や企業規模にとらわれることなく、成長企業を発掘します。

※定性…経営方針や戦略など数値に表れない部分 定量…財務指標や株価指標等の数値



■ ひふみスタートアップ投資事業有限責任組合

レオス・キャピタルパートナーズが運用する「ひふみスタートアップ投資事業有限責任組合」を 通じて未上場株式への投資を行ないます。



ひふみスタートアップ投資事業有限責任組合の投資プロセス

レイターステージ(持続的なキャッシュ・フローがあり、 IPO直前の企業等)の企業を中心に、事業推進力の 銘柄発掘 ある経営者がリードする企業を選定。 経営陣にサービス・技術の詳細、事業・収益モデル、事業 経路性にソーレイ、取例やよれ、デストルニング、テスト 計画など直接取材。オフィスや生産設備、サービス導入先などを訪問。顧客や取引先への取材を通じて、調査対象 調査 企業への信頼性を事前に確認。ひふみクロスオーバ ザーファンドのアナリストも参加し、未上場株式が上場後 も継続的に成長が期待できるかを評価。 選定した企業の中で、将来のビジョンなどについて、経 営者から直接ご説明いただく。 選定 レオス・キャピタルパートナーズのメンバーでファンド 決定 投資委員会を開き、投資候補銘柄を決定。

レオス・キャピタルパートナーズの概要



レオス・キャピタルパートナーズ株式会社 設立 2021年4月16日

資本金 1億円(2025年7月末現在)

レオス・キャピタルパートナーズは、「起業家 に伴走する」「オープンイノベーションを一 層促進する」を掲げて活動する専門家集団 です。2021年の設立以来ベンチャー企業へ の出資を行なう投資事業有限責任組合の運 営・管理を行なっている、レオス・キャピタル ワークスの関連会社です。

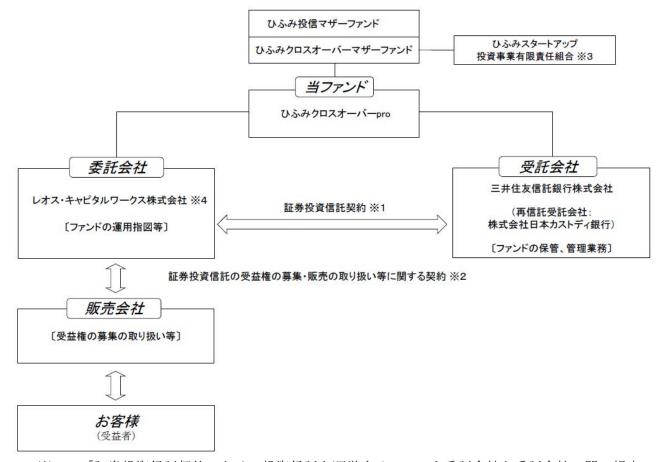
(2) 【ファンドの沿革】

2024年9月12日

「ひふみクロスオーバーpro」の信託契約締結、設定・運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

①当ファンドの仕組み



- ※1 「証券投資信託契約」とは、投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定 したものです。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集 方法の取決めなどの内容が含まれています。
- ※2 「証券投資信託の受益権の募集・販売の取り扱い等に関する契約」とは、投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したものです。当ファンドの販売会社として、受益権募集の取り扱い、目論見書の交付、運用報告書の提供等代行、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い等を行なうなどの内容が含まれています。
- ※3 ひふみクロスオーバーマザーファンドの投資対象であるひふみスタートアップ投資事業有限責任組合においては、レオス・キャピタルパートナーズ株式会社が投資事業有限責任組合契約に基づき同組合の運営および管理を行ないます。
- ※4 当ファンドの委託会社であるレオス・キャピタルワークス株式会社は、自己が発行した当ファンドの受益権を自ら募集する「販売会社」としての機能も兼ねています。

②当ファンドの関係法人と関係業務

委託会社:レオス・キャピタルワークス株式会社

信託約款、有価証券届出書および有価証券報告書の作成、信託財産運用指図、目論見書および運用報告書の作成等の業務を行ないます。

受託会社:三井住友信託銀行株式会社

信託財産の保管、管理、信託財産の計算、設定された受益権の振替機関への通知、外国証券を保管管理する外国の保管銀行への指示連絡等の業務を行ないます。

受託会社から当ファンドの資産管理業務の委託を受けた再信託受託会社は、株式会社日本カストディ銀行です。

販売会社:受益権の募集、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資、収益分配金・償還 金および一部解約金の支払い、運用報告書の受益者への提供等の業務を行ないます。

③委託会社の概況(2025年7月末現在)

1. 名称

レオス・キャピタルワークス株式会社

2. 本店の所在の場所

東京都千代田区丸の内一丁目11番1号

3. 資本金の額

322,757千円

4. 会社の沿革

2003年4月 レオス株式会社として設立

2003年8月 投資顧問業登録(関東財務局長第1159号)

2003年9月 レオス・キャピタルワークス株式会社に商号を変更

2007年9月 投資信託委託業認可取得(内閣総理大臣第80号)

2007年9月 金融商品取引業者登録(関東財務局長(金商)第1151号)

2009年2月 株式会社 I Sホールディングスに第三者割当増資を実施

2009年6月 本社を東京都千代田区丸の内へ移転

2020年6月 SBIファイナンシャルサービシーズ株式会社(SBIホールディングス株

式会社の子会社) が当社株式の過半数を取得

2023年4月 東京証券取引所グロース市場に株式を上場

2024年3月 持株会社体制への移行に伴い、東京証券取引所グロース市場への上場を廃止

(同年4月1日付けで完全親会社のSBIレオスひふみ株式会社が東京証券取引所

グロース市場へテクニカル上場)

2024年4月 当社単独による株式移転により持株会社(完全親会社)である「SBIレオスひふ

み株式会社」を設立し、持株会社体制へ移行

5. 大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株式数	比率
SBIレオスひふみ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 11番1号	100株	100.00%

2【投資方針】

(1) 【投資方針】

①基本方針

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行ないます。

②投資熊度

- ・ひふみ投信マザーファンドへの投資を通じて、国内外の金融商品取引所上場株式および店頭登録 株式(上場予定および店頭登録予定を含みます。以下同じ。)に実質的に投資します。
- ・ひふみクロスオーバーマザーファンドへの投資を通じて、国内外の上場株式および店頭登録株式 に実質的に投資するほか、投資事業有限責任組合契約に基づく権利(金融商品取引法第2条第2 項第5号に該当するものをいいます。以下同じ。)へ実質的に投資することにより内外の未上場 株式および未登録株式に実質的に投資を行ないます。
- ・マザーファンドの受益証券の組入比率は、高位を保つことを基本とします。
- ・各マザーファンドの投資割合は、未上場株式および未登録株式への実質投資割合が信託財産の純 資産総額の15%を超えないよう、機動的に変更します。
- ・各マザーファンドへの投資を通じて実質的に投資する外貨建資産については、原則として為替

ヘッジを行ないません。

- ・資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ③運用の形態

運用は、ファミリーファンド方式により行ないます。

(2) 【投資対象】

国内外の金融商品取引所に上場する(上場予定を含みます。)株式に投資するマザーファンドの受益 証券と、国内外の株式に投資するほか投資事業有限責任組合契約に基づく権利へ投資することにより 国内外の未上場株式に実質的に投資を行なうマザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

- ①投資の対象とする資産の種類(約款第14条)
 - この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1. 次に掲げる特定資産 (「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で 定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限ります。)
 - ハ. 約束手形
 - 二. 金銭債権
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- ②有価証券および金融商品の指図範囲等(約款第15条第1項)

委託会社は、信託金を、主としてレオス・キャピタルワークス株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたマザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引 受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で 定めるものをいいます。)
- 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号に定めるものをいいます。)
- 9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第 2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11. 新株引受権証券 (分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株予約権証券
- 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14. 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号に定めるものをい

い、有価証券に係るものに限ります。)

- 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19. 指定金銭信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の 受益証券に表示されるべきもの
- 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものおよび第14号に記載する証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券(投資法人債券および新投資口予約権証券ならびに外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲(約款第15条第2項)

委託会社は、信託金を②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④その他の留意事項

前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会 社が運用上必要と認める場合には、委託会社は、信託金を前記③に掲げる金融商品により運用する ことを指図することができます。

(参考)

・ひふみ投信マザーファンドの概要

運用の基本方針

約款第15条に基づき委託会社の定める方針は、次のものとします。

1 基本方針

信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

- 2. 運用方法
 - (1) 投資対象

国内外の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式(上場予定および店頭登録予定を含みます。)を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

運用にあたっては、国内外の長期的な経済循環を勘案して、適切な国内外の株式市場を選び、 その中で、長期的な企業の将来価値に対して、その時点での市場価値が割安であると考えられる銘柄を選別し、長期的に分散投資します。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が一時的にできない場合があります。

(3) 投資制限

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%以内、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超

えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該 比率以内となるよう調整を行なうこととします。

- ①株式(新株引受権証券、新株予約権証券、転換社債、転換社債型新株予約権付社債を含みます。)への投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④先物取引等は、約款第18条の範囲で行ないます。
- ⑤スワップ取引は、約款第19条の範囲で行ないます。
- ⑥金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第20条の範囲で行ないます。
- ひふみクロスオーバーマザーファンドの概要

運用の基本方針

約款第15条に基づき委託会社の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。

- 2. 運用方法
 - (1)投資対象

国内外の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式(上場予定および店頭登録予定を含みます。)、ならびに投資事業有限責任組合契約に基づく権利を主要投資対象とします。

- (2) 投資態度
 - ①運用にあたっては、国内外の長期的な経済循環を勘案して、成長性が高いと判断される企業の株式を中心に投資をします。
 - ②投資事業有限責任組合契約に基づく権利への投資を通じて、実質的に国内外の未上場株式 および未登録株式に投資を行ないます。
 - ③外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
 - ④ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上 記のような運用が一時的にできない場合があります。
- (3) 投資制限
 - ①株式(新株引受権証券、新株予約権証券、転換社債、転換社債型新株予約権付社債を含みます。)への投資割合には制限を設けません。
 - ②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
 - ③投資事業有限責任組合契約に基づく権利への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%未満とします。
 - ④投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
 - ⑤先物取引等は、約款第18条の範囲で行ないます。
 - ⑥スワップ取引は、約款第19条の範囲で行ないます。
 - ⑦金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第20条の範囲で行ないます。
- ・ひふみスタートアップ投資事業有限責任組合の概要

無限責任組合員:レオス・キャピタルパートナーズ株式会社

設立日:2024年7月29日

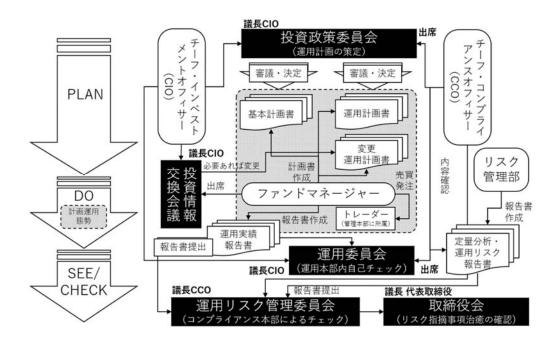
存続期間:当初10年間(無限責任組合員は、総有限責任組合員の出資口数の合計の3分の2以上に相当する出資口数を有する有限責任組合員の承認を得た場合には、期間の満了日(延長された後の存続期間満了日を含む。)の翌日からさらに10年間、存続期間を延長することができます。)

管理報酬:なし(当該投資事業有限責任組合の管理報酬は、委託会社の信託報酬に含まれています。)

(3)【運用体制】

当ファンドの運用体制は、次のとおりです。

当ファンドの運用執行は、ファンドマネージャーが策定し、投資政策委員会において審議・決定された「運用計画書」にしたがい、ファンドマネージャーが行ないます。また、法令、信託約款および社内規程等の遵守状況については、コンプライアンス本部が、運用リスク管理委員会においてチェックを行なっています。



<取締役会>

- ・運用リスク管理委員会の報告を受け、必要に応じて運用本部に対し治癒命令を発出します。
- <チーフ・インベストメントオフィサー(CIO)>
- ・投資政策委員会の委員長として、「基本計画書」(ファンドの諸方針等を定めるものをいいます。)、「運用計画書」、分配政策等を決定します。
- ・運用委員会の委員長となり、主として、運用にかかわる組織運営、ファンドマネージャーの任命・変更および基本的な運用方針の決定、運用状況の把握等を行ないます。

<投資政策委員会>(20名程度)

- ・代表取締役社長、取締役(社外取締役および会社の業務を執行しない取締役を除く。)、チーフ・インベストメントオフィサー(CIO)、チーフ・コンプライアンスオフィサー(CCO)、運用本部長、営業本部長、管理本部長、運用部長、コンプライアンス部長、リスク管理部長等がメンバーとなり、原則として、毎月1回会議を開催します。
- ・「基本計画書」、投資環境の分析、市場動向の見通し等をふまえて、原則として、毎月作成する 「運用計画書」等を審議・決定するほか、運用実績や運用リスクの調査分析を行ないます。
- ※運用部は、国内株式戦略部、海外株式戦略部、小型株式戦略部および債券戦略部の総称です。 (以下同じ。)

<ファンドマネージャー>

- ・「基本計画書」、「運用計画書」を策定し、投資政策委員会へ提出します。
- ・投資政策委員会において決定された「基本計画書」、「運用計画書」にしたがって運用を行ない、 運用実績について「運用実績報告書」を作成し、運用委員会および運用リスク管理委員会に提出 します。

<運用委員会> (20名程度)

- ・チーフ・インベストメントオフィサー (CIO)、運用本部長、運用部長、ファンドマネージャーがメンバーになり、原則として、毎月1回会議を開催します。
- ・ファンドマネージャーが作成した「運用実績報告書」に基づき、運用状況をチェックします。

- ・ファンドの運用実績および運用リスクの調査・分析等をチェックします。
- ・チーフ・インベストメントオフィサー (CIO) は必要と認めた場合には、ファンドマネージャーに運用に関する指示をします。

<運用リスク管理委員会>(20名程度)

- ・チーフ・コンプライアンスオフィサー(CCO)、チーフ・インベストメントオフィサー(CIO)、運用本部長、運用部長、ファンドマネージャー、リスク管理部長、コンプライアンス部長等がメンバーとなり、原則として、月1回開催します。
- ・運用リスク管理委員会は、主に、以下を行ないます。
- *リスク管理部が作成した「運用リスク報告書」に基づき、当社が運用するファンドのリスクの管理状況のチェック(運用リスクの監視、是正指摘事項の指摘、是正指示、指示事項の治癒状況監視、取締役会報告および「運用ガイドライン」の作成、改廃等)
- *「運用実績報告書」等に基づく、当該ファンドの運用状況のチェック
- *「ブローカーリスト」を決定し、投資政策委員会に報告
- *信託財産等の定量分析および運用リスクの調査・分析のフィードバック

<投資情報交換会議>(20名程度)

- ・チーフ・インベストメントオフィサー (CIO)、運用本部長、運用部長、ファンドマネージャー、運用部員等がメンバーとなり、原則として、週1回以上会議を開催します。
- ・信託財産の運用にかかわるあらゆる事項(社会・経済、政治、企業、海外動向等)について討議 し、情報を交換します。ファンドマネージャーは、その討議内容を参考にして運用します。

<チーフ・コンプライアンスオフィサー(CCO)>

- ・コンプライアンス面から、当社の運用業務およびコンプライアンス本部の統括を行ないます。
- ・投資政策委員会および運用リスク管理委員会に出席し、審議内容についてチェックします。
- ・コンプライアンス部およびリスク管理部の報告等に基づき、必要に応じて運用にかかわる業務改善を指示・命令します。

<トレーダー>

- ・トレーダーは、ファンドマネージャーからファンドに係る有価証券等の売買等の依頼を受け、取 引を実行します。
- ・トレーダーには、法令諸規則に則り、コンプライアンスに配慮して、発注業務等を行なうことが 社内規程で義務付けられています。

投資事業有限責任組合の運用体制

当ファンドの投資対象であるひふみクロスオーバーマザーファンドで実質的に行なう未上場株式への 投資とモニタリングは、ひふみスタートアップ投資事業有限責任組合の投資事業有限責任組合契約に 基づきレオス・キャピタルパートナーズ株式会社によって行なわれます。ひふみスタートアップ投資 事業有限責任組合の投資プロセスとモニタリングの流れ、体制は下記のとおりです。

※RCWはレオス・	・キャ	・ピタルワーク	ス株式会社の略称です。
-----------	-----	---------	-------------

	銘柄発掘・ 調査検討	投資委員会	契約内容確定	投資実行	モニタリング
概要	 投資候補先となる企業を発掘し、投資妙味を検討する 	 投資妙味を踏まえて、 投資に係る条件(株価 や引受株数、取得する 権利等)を含む投資の 意思決定を合議で行な う 	決定された投資条件に 基づき、投資に係る各種契約書の内容を確定する	確定した契約内容に 沿って契約を締結し、 株式を取得する	投資後の発行体の状況 を確認する投資時点から株式の評 価に変化がないか確認 する
投資部/担当取締役	✓ RCW運用メンバー (一部)と共同で、上 場後の成長性を含めて 投資の是非を検討する ✓ 委員会に付議する内容 を準備する	✓ RCWファンドマネー ジャー、運用担当役員 が出席し、投資の意思 決定を行なう	✓ 契約書確定に向け、発 行体と協議する	✓ 必要に応じ、発行体担 当者と連絡を取る	✓ 発行体の経営状況、増 資の有無や上場に向け た準備状況等を適宜確 認する ✓ 必要に応じ、売却機会 を模索する
管理部/担当取締役	✓ 利益相反に係る事項の 確認を実施する	✓ コンプライアンス担当 が確認項目を設け、必要に応じて追加手続き や見直し等を指示する	✓ 契約書内容についてレビューを行なう ✓ 必要に応じ、契約書を 作成する	✓ 契約書を締結する✓ 払込条件の充足確認等を踏まえて送金する✓ 株式名簿の確認等を行なう	✓ 株式の評価に変化がないか、四半期毎に公正価値評価を行なう ✓ それ以外のタイミングで重要なイベントが発生した場合、時価評価を随時実施する

委託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

当社では、信託財産の適正な運用の確保および受益者との利益相反の防止等を目的として、各種社内諸規程を設けております。

当ファンドの運用体制等は、2025年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

年1回の毎決算時に、原則として、次の方針に基づき分配を行ないます。

- ①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ②分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行なわないことがあります。
- ③収益の分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

(5) 【投資制限】

- 1. 信託約款に定める投資制限
 - ①各マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
 - ②株式(新株引受権証券、新株予約権証券、転換社債、転換社債型新株予約権付社債を含み、未上場株式および未登録株式を除きます。)への実質投資割合には制限を設けません。
 - ③未上場株式および未登録株式への実質投資割合は、投資事業有限責任組合契約に基づく権利を通して投資している間接保有分、この他、流動性管理上、実質的に未上場株式および未登録株式の持ち分に相当すると考えられるものを合算して、信託財産の純資産総額の15%を超えないものと

します。

- ④外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ⑤投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資 割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%以内、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(7)投資する株式等の範囲(約款第18条)

- (i)委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、約款第 17条の運用の基本方針の範囲内で、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行 するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行 するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権 証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (ii)上記(i)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株 予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、 委託会社が投資することを指図することができるものとします。

⑧信用取引の指図範囲(約款第19条)

- (i)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けること の指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買 戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- (ii)上記(i)の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けに係る建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (iii)信託財産の一部解約等の事由により、上記(ii)の売付けに係る建玉の時価総額の合計額が 信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える 額に相当する売付けの一部を決済するための指図を行なうこととします。

⑨先物取引等の運用指図・目的(約款第20条)

- (i)委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場(以下「外国の取引所」といいます。)におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
- (ii) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- (iii) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

⑩スワップ取引の運用指図・目的(約款第21条)

(i)委託会社は、価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

- (ii) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、約款第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- (iii)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- (iv)委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
- ⑪金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的(約款第22条)
 - (i)委託会社は、価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことを指図することができます。
 - (ii)金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、 約款第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内 で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
 - (iii)金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもと に算出した価額で評価するものとします。
 - (iv)委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
 - (v)「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的な利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
 - (vi)「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下⑪において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下⑪において同じ。)を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭、またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- 迎デリバティブ取引等に係る投資制限(約款第23条)

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により 算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

- ③有価証券の貸付けの指図および範囲(約款第24条)
 - (i)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を 次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で 保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - (ii)上記(i)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(iii) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行な うものとします。

⑭有価証券の空売りの指図および範囲(約款第25条)

- (i)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産 に属さない有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決 済については、有価証券(信託財産により借入れた有価証券を含みます。)の引渡しまたは 買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- (ii)上記(i)の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (iii)信託財産の一部解約等の事由により、上記(ii)の売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑤有価証券の借入れの指図(約款第26条)

- (i)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、 担保の提供の指図を行なうものとします。
- (ii)上記(i)の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (iii)信託財産の一部解約等の事由により、上記(ii)の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- (iv)上記(i)の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。
- ⑩特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第27条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる 場合には、制約されることがあります。

- ⑪外国為替予約取引の指図および範囲(約款第28条)
 - (i)委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、外国為 替の売買の予約取引の指図をすることができます。
 - (ii)上記(i)の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との 差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託 財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図につい ては、この限りではありません。
 - (iii)委託会社は、上記(ii)の限度額を超えることとなった場合には、所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑧資金の借入れ(約款第34条)

- (i)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定に資するため、一部解約に伴う支 払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みま す。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資 金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当 該借入金をもって有価証券等の運用を行なわないものとします。
- (ii)上記(i)の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - 1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内とします。
 - 2. 借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (iii) 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から 信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日、解約代金の入金日もしくは償還金の入 金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

- (iv)再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。
- (v)借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

2. 法令に基づく投資制限

- ①同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条) 同一の法人の発行する株式について、次の(i)の数が(ii)の数を超えることとなる場合には、当 該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。
 - (i)委託会社が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
 - (ii)当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数
- ②信用リスク集中回避(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2) 信用リスク(保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます)を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行なうことを内容とした運用を行なわないものとします。

3【投資リスク】

当ファンドは、マザーファンドを通じて株式など値動きのある証券(外国の証券には為替リスクもあります。)に投資いたしますので、基準価額は、大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。これらの運用により生じる利益および損失は、すべてお客様(受益者)に帰属します。

投資信託は預金等とは異なります。

お客様には、当ファンドの内容・リスクを十分にご理解のうえ、ご投資の判断をしていただくよう、 よろしくお願い申し上げます。なお、下記のリスクはすべてのリスクを網羅しているわけではありま せんので、ご注意ください。

当ファンドが有する主なリスクは、次のとおりです。

基準価額の変動要因となる主なリスク

「価格変動リスク〕

◆国内外の株式や公社債を実質的な主要投資対象とする場合、一般に株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動し、また、公社債の価格は発行体の信用力の変動、市場金利の変動等を受けて変動するため、その影響を受け損失を被るリスクがあります。

[流動性リスク]

◆有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制 等により十分な流動性のもとでの取引が行なえない、あるいは不利な条件で取引を強いられたり、 または取引が不可能となる場合があります。これにより、当該有価証券等を期待する価格で売却あ るいは取得できない可能性があり、この場合、不測の損失を被るリスクがあります。

[信用リスク]

◆有価証券等の発行者や有価証券の貸付け等における取引先等の経営・財務状況が悪化した場合また はそれが予想される場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券 等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債 務が不履行となるおそれがあります。投資した企業等にこのような重大な危機が生じた場合には、 大きな損失が生じるリスクがあります。

[為替変動リスク]

◆外貨建資産を組み入れた場合、当該通貨と円との為替変動の影響を受け、損失が生じることがあります。

[カントリーリスク(エマージング市場に関わるリスク)]

◆当該国・地域の政治・経済情勢や株式を発行している企業の業績、市場の需給等、さまざまな要因

を反映して、有価証券等の価格が大きく変動するリスクがあります。エマージング市場(新興国市場)への投資においては、政治・経済的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの大きな変動、外国への送金規制等の状況によって有価証券等の価格変動が大きくなる場合があります。

※投資リスク(基準価額の変動要因)は、上記に限定されるものではありません。

未上場株式等への投資に関する主なリスク

当ファンドは、投資事業有限責任組合を通じて実質的に未上場株式等に投資を行なうため、他の金融商品を組み入れた投資信託と比較して、加えて、主に以下のリスクがあります。これらのリスクにより、基準価額が大きく下落し、損失を被るリスクがあります。

- ◆当ファンドが実質的に投資する未上場株式等は、各銘柄の価格が各企業の個別要因やイベント(デフォルト、上場、M&A等)によって大きく変動し、上場企業の株式とは値動きの方向性や変動率が大きく異なる場合があるため、評価額が大きく変動し、その影響を受け損失を被るリスクがあります。
- ◆当ファンドが実質的に投資する未上場株式等は流動性が著しく乏しいため、売却時に不利な価格での取引をせざるを得なくなるなど、流動性リスクおよび各種リスクの影響が大きくなる可能性があります。
- ◆未上場株式等の評価額については、その時点で入手できる情報に基づいた公正価値の見積りであり、 日々の投資信託の基準価額算出においては、影響を受ける可能性のある重要な事象を完全かつ正確 に反映することが困難となります。
- ※未上場株式等への投資に関するリスクは上記に限定されるものではありません。

≪その他の留意点≫

- ◆ファンドの流動性リスクに関する事項
 - 一時に多額の解約があり資金を手当てするために保有資産を大量に売却しなければならない場合や、取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額が低下し損失を被る可能性や、換金申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ◆投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた 場合などには、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ◆市場の急変時等には、前記の投資方針にしたがった運用ができない場合があります。
- ◆コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性が あります。
- ◆換金性が制限される場合があります。詳しくは「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」 をご覧ください。
- ◆当ファンドのお取引において、金融商品取引法第37条の6に規定された「書面による契約の解除」 (クーリング・オフ)の適用はありません。
- ◆投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構や保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

≪委託会社におけるリスクマネジメント体制≫

リスク管理関連委員会・関連部門

- ◆パフォーマンスの考査
 - ①運用委員会は、ファンドマネージャーが作成した「運用実績報告書」に基づき、ファンドの運用状況をチェックするとともに、運用実績および運用助言状況等の確認を行ないます。運用リスク管理委員会は、リスク管理部が作成した「運用リスク報告書」に基づき、ファンドの運用リスクの調査・分析等を行ないます。
 - ②運用部が、ファンドのパフォーマンス状況を投資政策委員会に報告します。投資政策委員会は、

運用部からの報告を受けて、ファンドのパフォーマンスに関する考査(分析、評価)を行ない、運用執行部門にフィードバックします。

※運用部は、国内株式戦略部、海外株式戦略部、小型株式戦略部および債券戦略部の総称です。 (以下同じ。)

◆流動性リスクの管理態勢

- ①運用リスク管理委員会は、流動性リスク管理態勢が適切で効果的であるかどうかを評価する流動性リスク管理担当者をリスク管理部長に任命し、運用リスク管理委員会に対し、流動性リスクに関する管理の状況と必要に応じて適切に追加的な流動性分析等が実施されているのか等について、定期的に報告させ、当社の管理態勢が適切で効果的であることを確認します。
- ②流動性リスク管理担当者は、流動性の程度に応じて階層に分類し、最も流動性が高い階層の閾値の下限と最も流動性の低い階層の閾値の上限を定め、モニタリングを行ないます。モニタリングにおいて上限・下限保有比率超過を確認した場合、運用リスク管理委員会に報告します。

◆運用リスクの管理

- ①リスク管理部は、信託財産の市場リスクや信用リスクのモニタリングや投資制限等に係る管理 を行ないます。重要な問題を発見した場合、リスク管理部は、定められた部室長等に対して報告 を行ないます。
- ②リスク管理部は、信託財産の運用リスク等の管理状況を適宜運用リスク管理委員会に報告します。リスク管理部は、運用リスクの調査・分析を行ない、運用執行部門その他関連部署へフィードバックし、指摘事項がある場合には速やかに、また運用リスク管理委員会を通じて是正の指示を行なうとともに、是正の効果をモニタリング・監視し、取締役会へ報告することにより、適切な管理を行ないます。

<投資政策委員会>

- ・代表取締役社長、取締役(社外取締役および会社の業務を執行しない取締役を除く。)、チーフ・インベストメントオフィサー(CIO)、チーフ・コンプライアンスオフィサー(CCO)、運用本部長、営業本部長、管理本部長、運用部長、コンプライアンス部長、リスク管理部長等がメンバーとなり、原則として、毎月1回会議を開催します。
- ・「基本計画書」(ファンドの諸方針等を定めるものをいいます。)、投資環境の分析、市場動向 の見通し等をふまえて、原則として、毎月作成する「運用計画書」等を審議・決定するほか、運 用実績や運用リスクの調査分析を行ないます。

<運用委員会>

- ・チーフ・インベストメントオフィサー (CIO)、運用本部長、運用部長、ファンドマネージャーがメンバーになり、原則として、毎月1回会議を開催します。
- ・ファンドマネージャーが作成した「運用実績報告書」に基づき、運用状況をチェックします。
- ・ファンドの運用実績および運用リスクの調査・分析等をチェックします。
- ・チーフ・インベストメントオフィサー (CIO) は必要と認めた場合には、ファンドマネージャーに運用に関する指示をします。

<運用リスク管理委員会>

- ・チーフ・コンプライアンスオフィサー(CCO)、チーフ・インベストメントオフィサー(CIO)、運用本部長、運用部長、ファンドマネージャー、リスク管理部長、コンプライアンス部長等がメンバーとなり、原則として、月1回開催します。
- ・運用リスク管理委員会は、主に、以下を行ないます。
 - *リスク管理部が作成した「運用リスク報告書」に基づき、当社が運用するファンドのリスクの 管理状況のチェック(運用リスクの監視、是正指摘事項の指摘、是正指示、指示事項の治癒 状況監視、取締役会報告および「運用ガイドライン」の作成、改廃等)
 - *「運用実績報告書」等に基づく、当該ファンドの運用状況のチェック
 - *「ブローカーリスト」を決定し、投資政策委員会に報告
 - *信託財産等の定量分析および運用リスクの調査・分析のフィードバック

<リスク管理部>

運用執行部門から独立したリスク管理部が、信託財産の市場リスクや信用リスクに係る状況のモニタリングや投資制限等に係る管理を行ないます。リスク管理部は、投資制限への抵触などに関する事項について、指摘事項がある場合には速やかに、また運用リスク管理委員会を通じて是正の指示を行なうとともに、是正の効果をモニタリング・監視し、チーフ・コンプライアンスオフィサー(CCO)、コンプライアンス部長および運用部長に報告するとともに、結果を運用リスク管理委員会に報告します。

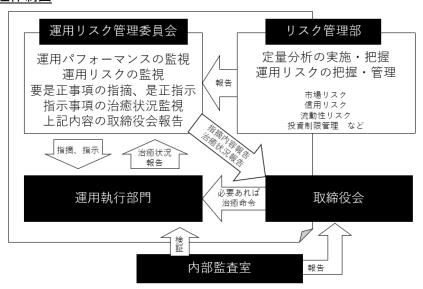
<コンプライアンス部>

コンプライアンス部は、信託財産の運用に係る法令および諸規則の遵守状況ならびに運用業務等の適正な執行の管理を行ないます。運用リスク管理委員会を通じてリスク管理部から投資制限への抵触や法人関係情報等の取得などに関する事項について報告を受けた場合、ファンドマネージャーと運用部長から提出される是正対応方法が適切かどうか判断します。

<内部監査室>

内部監査室は、内部監査の立案およびその実施を通じて、リスク管理体制を含む内部管理態勢の 適切性ならびに有効性を検証し、内部管理態勢等の評価および問題点の改善方法の提言等を代表 取締役社長および取締役会等に行ないます。

運用リスク管理体制図

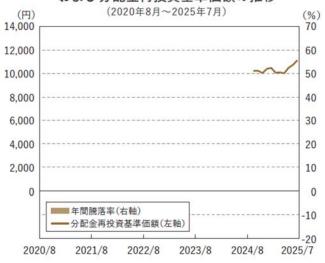


≪投資事業有限責任組合におけるリスクマネジメント体制≫

リスク管理部は、投資事業有限責任組合の運用を行なうレオス・キャピタルパートナーズ株式会社 に対して定期的に運用状況および投資ガイドラインの遵守状況の報告を義務付け、その内容を必要 に応じて運用リスク管理委員会に報告します。

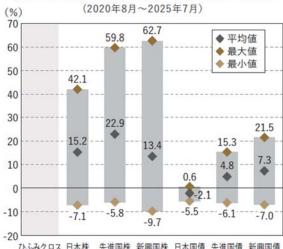
※運用リスクに関する管理体制等は、2025年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

ひふみクロスオーバーproの年間騰落率 および分配金再投資基準価額の推移



- ・分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- ※ ひふみクロスオーバーproは2024年9月12日に運用を開始しており データが1年に満たないため、年間騰落率は記載しておりません。ま た、分配金再投資基準価額は2024年9月~2025年7月の各月末にお ける価額を表示しております。

ひふみクロスオーバーproと 他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- ひふみクロス 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債 オーバーpro
- ・上記5年間の「各月末における直近1年間の騰落率」の平均値・ 最大値・最小値を表示し、ひふみクロスオーバーproと代表的 な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。 各資産クラスは、ひふみクロスオーバーproの投資対象を表して いるものではありません。
- ※ ひふみクロスオーバーproについては2024年9月12日に運用を 開始しており、月末データが1年に満たないため、騰落率を記載 しておりません。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)	株式会社JPX総研が算出、公表する株価指数で、配当を考慮したものです。TOPIXは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス(配当 込み、円ベース)	MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を 考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、 MSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・ インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI国債	野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の指標が日々公表されています。なお、NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く 日本、ヘッジなし円ベース)	FTSE Fixed Income LLC が開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・イン デックス-エマージング・マーケッツ・ グローバル・ディバーシファイド(円 ベース)	J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガパメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

各資産クラスの指数の騰客率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。 株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の 保証を行ないません。また、株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結 果生じた損害等、当該騰客率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ファンドの申込手数料は、申込金額(取得申込日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額) に、3.3%(税抜3.0%)を上限として販売会社が定める手数料率^{**}を乗じて得た額とします。

「自動けいぞく投資コース」(分配金再投資)の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、収益分配金から税金を差し引いた後、無手数料で決算日の基準価額にて再投資されます。

※ 当該手数料率は、販売会社にお問い合わせください。

申込手数料は、購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価として販売会社にお支払いいただきます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(2) 【換金(解約) 手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

①信託報酬

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、その純資産総額に年1.650%(税抜年率1.500%)の率を乗じて得た額とします。

また、信託報酬の配分については、次のとおりとします。下段()内は税抜です。

信託報酬率 (年率)					
合計	委託会社	販売会社	受託会社		
1. 650% (1. 500%)	0. 825% (0. 750%)	0.770% (0.700%)	0. 055% (0. 050%)		

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合にはその 翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社:ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告

書の作成等の対価

販売会社:運用報告書等各種書類の提供等、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

受託会社: 運用財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行の対価

※ひふみスタートアップ投資事業有限責任組合の管理報酬は、委託会社の報酬に含まれています。

(4) 【その他の手数料等】

- ①当ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合の当該借入金の利息、租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は、当ファンドから支弁します。なお、これらの費用は、原則として発生のつど、当ファンドが実額を負担するため、予めその金額や上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。
- ②当ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、計算期間を通じて、毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて計算し、毎計算期末または信託終了のときに当ファンドから支弁します。

(参考) マザーファンドに係る費用

・組入有価証券の売買時の売買委託手数料

- 信託事務の処理に要する諸費用
- ・信託財産に関する租税 など
- ※手数料等の合計金額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

ご不明の場合には、次の照会先までお問い合わせください。

レオス・キャピタルワークス株式会社 レオス営業部 電話番号 03-6266-0129

照会先

※レオス・キャピタルワークス株式会社に口座がある方専用 コミュニケーション・センター 電話番号 03-6266-0123

受付時間 営業日の午前9時~午後5時 ホームページアドレス https://www.rheos.jp/

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

①個人のお客様(受益者)に対する課税

イ. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれ、 確定申告は不要となります。特別分配金(元本払戻金)には課税されません。

なお、確定申告を行ない総合課税または申告分離課税を選択することも可能です。申告分離課税を選択した場合、上場株式等の譲渡損との損益通算を行なうことができます。また、2037年12月31日までは基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

当ファンドに配当控除の適用はありません。

外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

ロ. 解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益(解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益)については譲渡所得とみなされ、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)の税率により、申告分離課税が適用されます。また、2037年12月31日までは基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

ハ. 損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。 また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式の譲渡損との相殺が可能となります。

[特定口座に係る課税上の取扱いについて]

詳細については、販売会社にお問い合わせください。

※少額投資非課税制度「愛称: NISA (ニーサ)」をご利用の場合

公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度「NISA」の適用対象です。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取り扱いが異なる場合があります。

NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」をご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。なお、他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象とな

ります。また、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは販売会社にお問合せください。

②法人のお客様(受益者)に対する課税

法人のお客様が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、配当所得として課税され、15.315%(所得税15%および復興特別所得税0.315%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)には、課税されません。また、2037年12月31日までは基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。なお、外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

〈注1〉個別元本について

- (i) お客様ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は、含まれません。)がそのお客様の元本(個別元本)にあたります。
- (ii) お客様が当ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、そのお客様が追加信託を行なうつど、そのお客様の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- (iii) お客様が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から 当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後のそのお客様の個別元本となります。
- 〈注2〉収益分配金の課税について
 - (i) 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる 「元本払戻金(特別分配金)」の区分があります。
 - (ii) お客様が収益分配金を受け取る際
 - イ. 当該収益分配金落ち後の基準価額がそのお客様の個別元本と同額の場合またはそのお客様の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - ロ. 当該収益分配金落ち後の基準価額がそのお客様の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。
- ※上記は、2025年7月末現在のものです。税法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。
- ※税金の取り扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをおすすめします。

(参考情報)ファンドの総経費率

総経費率は対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料、および有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

総経費率(①+②)	1.67%
①運用管理費用の比率	1.66%
②その他費用の比率	0.01%

※対象期間は2024年9月12日から2025年7月25日までです。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

以下の運用状況は、2025年7月31日現在です。 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	31, 789, 681, 786	100. 12
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	_	△39, 385, 629	△0. 12
合計(純資産総額)		31, 750, 296, 157	100.00

(参考)

ひふみ投信マザーファンド

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率(%)
株式	日本	852, 679, 698, 070	94. 53
	アメリカ	23, 812, 997, 554	2. 64
	ドイツ	5, 863, 981, 875	0.65
	フランス	4, 581, 051, 750	0. 51
	デンマーク	5, 948, 800, 000	0.66
	中国	1, 578, 185, 838	0. 17
	小計	894, 464, 715, 087	99. 16
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		7, 590, 982, 793	0.84
合計(純資産総額)		902, 055, 697, 880	100.00

ひふみクロスオーバーマザーファンド

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率(%)	
株式	日本	5, 951, 424, 100	75. 22	
投資事業有限責任組合	日本	1, 200, 087, 999	15. 17	
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	_	760, 803, 177	9. 62	
合計(純資産総額)		7, 912, 315, 276	100.00	

(2) 【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

		11 11-11-17							
順位	国/地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	ひふみ投信マザーファンド	3, 655, 541, 867	6. 5526	23, 953, 371, 461	6. 5318	23, 877, 268, 366	75. 20
2	日本		ひふみクロスオーバーマザー ファンド	7, 139, 234, 341	1. 0941	7, 811, 440, 168	1. 1083	7, 912, 413, 420	24. 92

(種類別および業種別投資比率)

種類	投資比率(%)	
親投資信託受益証券	100. 12	
슴計	100. 12	

(参考)

ひふみ投信マザーファンド 投資有価証券の主要銘柄

	区具作品	山此久	ドの王要銘柄 ニュー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・							
順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	フジ・メディア・ホールディン グス	情報・通信業	12, 000, 000	2, 135. 80	25, 629, 612, 350	3, 563. 00	42, 756, 000, 000	4. 74
2	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	11, 100, 000	2, 700. 93	29, 980, 343, 139	2, 696. 50	29, 931, 150, 000	3. 32
3	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グ ループ	銀行業	13, 800, 000	1, 981. 30	27, 341, 988, 708	2, 110. 50	29, 124, 900, 000	3. 23
4	日本	株式	富士通	電気機器	8, 641, 500	3, 076. 54	26, 585, 999, 384	3, 305. 00	28, 560, 157, 500	3. 17
5	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	7, 282, 500	3, 382. 37	24, 632, 109, 525	3, 682. 00	26, 814, 165, 000	2. 97
6	日本	株式	日本電気	電気機器	5, 662, 800	3, 216. 66	18, 215, 322, 065	4, 399. 00	24, 910, 657, 200	2.76
7	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	4, 560, 000	4, 081. 46	18, 611, 471, 941	4, 482. 00	20, 437, 920, 000	2.27
8	日本	株式	アシックス	その他製品	5, 181, 000	3, 197. 16	16, 564, 493, 741	3, 568. 00	18, 485, 808, 000	2.05
9	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	2, 912, 600	5, 182. 65	15, 094, 992, 760	6, 124. 00	17, 836, 762, 400	1.98
10	日本	株式	川崎重工業	輸送用機器	1, 586, 700	7, 727. 06	12, 260, 526, 102	11, 120. 00	17, 644, 104, 000	1.96
11	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	2, 170, 500	7, 556. 15	16, 400, 633, 316	7, 933. 00	17, 218, 576, 500	1. 91
12	日本	株式	三菱地所	不動産業	5, 694, 700	2, 344. 71	13, 352, 470, 568	2, 836. 00	16, 150, 169, 200	1. 79
13	日本	株式	オリックス	その他金融業	4, 742, 900	3, 222. 04	15, 281, 857, 905	3, 400. 00	16, 125, 860, 000	1.79
14	日本	株式	ディスコ	機械	345,000	45, 806. 69	15, 803, 310, 099	45, 550. 00	15, 714, 750, 000	1.74
15	日本	株式	鹿島建設	建設業	3, 935, 700	2, 707. 52	10, 655, 986, 464	3, 793. 00	14, 928, 110, 100	1.65
16	日本	株式	第一生命ホールディングス	保険業	11, 870, 800	967. 70	11, 487, 431, 902	1, 203. 50	14, 286, 507, 800	1.58
17	日本	株式	三井物産	卸売業	4, 573, 400	3, 019. 18	13, 807, 922, 152	3, 100. 00	14, 177, 540, 000	1.57
18	日本	株式	丸紅	卸売業	4, 354, 300	2, 577. 43	11, 222, 928, 872	3, 113. 00	13, 554, 935, 900	1.50
19	日本	株式	НОҮА	精密機器	677, 400	19, 100. 99	12, 939, 011, 604	19, 180. 00	12, 992, 532, 000	1.44
20	日本	株式	第一三共	医薬品	3, 482, 700	4, 146. 95	14, 442, 598, 135	3, 720. 00	12, 955, 644, 000	1.44
21	日本	株式	光通信	情報・通信業	302, 400	35, 457. 79	10, 722, 438, 334	40, 720. 00	12, 313, 728, 000	1. 37
22	日本	株式	DMG森精機	機械	3, 510, 200	2, 967. 81	10, 417, 606, 662	3, 489. 00	12, 247, 087, 800	1. 36
23	日本	株式	ニデック	電気機器	3, 883, 200	2, 964. 74	11, 512, 697, 816	2, 913. 00	11, 311, 761, 600	1. 25
24	日本	株式	日立製作所	電気機器	2, 370, 900	3, 917. 87	9, 288, 879, 924	4, 697. 00	11, 136, 117, 300	1. 23
25	日本	株式	花王	化学	1,633,200	6, 515. 49	10, 641, 103, 892	6, 810. 00	11, 122, 092, 000	1.23
26	日本	株式	パン・パシフィック・インター ナショナルホールディングス	小売業	2, 181, 300	3, 808. 86	8, 308, 274, 729	5, 069. 00	11, 057, 009, 700	1. 23
27	日本	株式	りそなホールディングス	銀行業	7, 493, 200	1, 223. 06	9, 164, 634, 696	1, 389. 00	10, 408, 054, 800	1. 15
28	日本	株式	タイミー	サービス業	5, 036, 800	1, 322. 34	6, 660, 362, 112	2, 037. 00	10, 259, 961, 600	1. 14
29	日本	株式	アサヒグループホールディング ス	食料品	5, 065, 000	1, 980. 71	10, 032, 299, 582	1, 919. 00	9, 719, 735, 000	1.08
30	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	346, 800	23, 585. 91	8, 179, 596, 303	27, 330. 00	9, 478, 044, 000	1. 05

(種類別および業種別投資比率)

種類	国内/外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	建設業	4. 89
		食料品	2. 51
		繊維製品	0. 67
		パルプ・紙	0. 12
		化学	3. 86
		医薬品	2. 12
		ゴム製品	0. 17
		ガラス・土石製品	0.86
		非鉄金属	0.76
		機械	7. 01
		電気機器	15. 09
		輸送用機器	6. 32
		精密機器	1. 57
		その他製品	2. 44
		電気・ガス業	0.70
	陸運業海運業	陸運業	1. 31
		海運業	0. 39
		倉庫・運輸関連業	0.00
		情報・通信業	12. 16
		卸売業	6. 50
		小売業	3. 62
		銀行業	8. 34
		証券、商品先物取引業	0. 46
		保険業	3. 56
		その他金融業	2. 23
		不動産業	1. 98
		サービス業	4. 88
	外国	資本財	1. 16
		消費者サービス	0. 82
		一般消費財・サービス流通・小売り	1. 07
		生活必需品流通・小売り	0. 38
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	0. 66
		半導体・半導体製造装置	0. 54
	1	ı	99. 16

ひふみクロスオーバーマザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

		11 1144 1147/1								
順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本		ひふみスタートアップ投資事 業有限責任組合	_	999, 990		1, 200, 087, 999		1, 200, 087, 999	15. 17
2	日本	株式	技術承継機構	金属製品	127, 400	5, 480. 00	698, 152, 000	5, 600. 00	713, 440, 000	9. 02
3	日本	株式	LOIVE	サービス業	518, 100	1, 382. 00	716, 014, 200	1, 345. 00	696, 844, 500	8. 81
4	日本	株式	インターメスティック	小売業	348, 600	1, 927. 00	671, 752, 200	1, 965. 00	684, 999, 000	8. 66
5	日本	株式	GENDA	サービス業	719, 900	962.00	692, 543, 800	937. 00	674, 546, 300	8. 53
6	日本	株式	INTLOOP	サービス業	76, 700	6, 930. 00	531, 531, 000	7, 260. 00	556, 842, 000	7.04
7	日本	株式	山九	陸運業	56, 400	8, 705. 00	490, 962, 000	8, 879. 00	500, 775, 600	6. 32
8	日本	株式	トヨクモ	情報・通信業	135, 600	3, 350. 00	454, 260, 000	3, 445. 00	467, 142, 000	5. 90
9	日本	株式	tripla	情報・通信業	115, 000	2, 158. 00	248, 170, 000	2, 210. 00	254, 150, 000	3. 21
10	日本	株式	Arent	情報・通信業	49, 500	4, 885. 00	241, 807, 500	4, 930. 00	244, 035, 000	3. 08
11	日本	株式	ROXX	情報・通信業	181, 800	1, 137. 00	206, 706, 600	1, 276. 00	231, 976, 800	2. 93
12	日本	株式	ライフドリンク カンパニー	食料品	100, 000	2,041.00	204, 100, 000	2, 249. 00	224, 900, 000	2.84
13	日本	株式	ガーデン	小売業	49, 000	2, 520. 00	123, 480, 000	2, 502. 00	122, 598, 000	1. 54
14	日本	株式	タイミー	サービス業	53, 000	2,001.00	106, 053, 000	2, 037. 00	107, 961, 000	1. 36
15	日本	株式	INFORICH	サービス業	37, 000	2, 550. 00	94, 350, 000	2, 576. 00	95, 312, 000	1. 20
16	日本	株式	ミダックホールディングス	サービス業	35, 800	2, 134. 00	76, 397, 200	2, 176. 00	77, 900, 800	0. 98
17	日本	株式	unerry	情報・通信業	28, 500	2, 358. 00	67, 203, 000	2, 609. 00	74, 356, 500	0. 93
18	日本	株式	北里コーポレーション	精密機器	44, 000	1, 838. 00	80, 872, 000	1, 688. 00	74, 272, 000	0. 93
19	日本	株式	プログリット	サービス業	45, 000	1, 082. 00	48, 690, 000	1, 105. 00	49, 725, 000	0.62
20	日本	株式	DAIWA CYCLE	小売業	10, 300	3, 650. 00	37, 595, 000	3, 765. 00	38, 779, 500	0.49
21	日本	株式	ミーク	情報・通信業	45, 500	791.00	35, 990, 500	803. 00	36, 536, 500	0.46
22	日本	株式	トリドリ	サービス業	9, 200	2, 198. 00	20, 221, 600	2, 243. 00	20, 635, 600	0. 26
23	日本	株式	ТМН	卸売業	2, 800	1, 335. 00	3, 738, 000	1, 320. 00	3, 696, 000	0.04
_			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·							_

⁽注)投資事業有限責任組合の数量(口数)は出資口数を表示しています。また、金額はキャピタルコール分を含みます。

(種類別および業種別投資比率)

種類	国内/外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	食料品	2. 84
		金属製品	9. 02
		精密機器	0. 93
		陸運業	6. 33
		情報・通信業	16. 53
		卸売業	0.04
		小売業	10.70
		サービス業	28. 81
投資事業有限責任組合		_	15. 16
合計			90. 38

②【投資不動産物件】 該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】 該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

2025年7月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産総額の推移は以下の通りです。

年月日		純資産総	額(円)	1口当り純資産額(円)	
		分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1期計算期間末	(2025年 7月25日)	31, 672, 724, 824	31, 672, 724, 824	1. 1109	1. 1109
	2024年 9月末日	9, 947, 396, 323	_	1. 0233	
	10月末日	12, 793, 842, 204	_	1. 0227	
	11月末日	14, 513, 289, 923	_	1.0051	_
	12月末日	18, 557, 741, 956		1.0404	_
	2025年 1月末日	22, 604, 751, 549	_	1.0481	_
	2月末日	23, 679, 214, 413	_	1.0081	_
	3月末日	25, 159, 776, 650	_	1.0100	_
	4月末日	25, 767, 014, 457		1.0022	_
	5月末日	27, 751, 629, 028	_	1. 0489	_
	6月末日	29, 837, 164, 252	_	1. 0744	_
	7月末日	31, 750, 296, 157	_	1. 1114	_

②【分配の推移】

期	計算期間	分配金(円) (1口当り)	
第1期計算期間	2024年 9月12日~2025年 7月25日	0.0000	

③【収益率の推移】

○ ▼ \\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \			
期	計算期間	収益率(%)	
第1期計算期間	2024年 9月12日~2025年 7月25日	11.1	

⁽注)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(第1期計算期間は設定時1円)を控除した額を前計算期間末の基準価額(第1期計算期間は設定時1円)で除して得た数に100を乗じて得た率です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定数量(口)	解約数量(口)
第1期計算期間	2024年 9月12日~2025年 7月25日	30, 984, 807, 805	2, 474, 607, 194

⁽注)第1期計算期間の設定数量は、当初募集期間中の設定口数を含みます。

運用実績 2025年7月31日現在

最新の運用実績の一部は、委託会社のホームページでご覧いただくことができます。 運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

■ 基準価額・純資産の推移 (2024年9月12日(設定日)~2025年7月31日)



※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しております。
※基準価額は1万口当たりの金額です。

■分配の推移

決算期	分配金
第1期 (2025年7月25日)	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

■ 主要な資産の状況

ファンド名	比率 (%)
ひふみ投信マザーファンド	75.20
ひふみクロスオーバーマザーファンド	24.92
現金等	-0.12
合計	100.00

ひふみクロスオーバーマザーファンド 主要な資産の状況

◆資産別構成

資産の種類	国·地域	比率(%)
株式	日本	75.22
投資事業有	限責任組合	15.17
現金・預金・その他資産 (負債控除後)		9.62
合計(純資	[産総額]	100.00

◆組入上位業種

	業種	比率(%)
1	サービス業	28.81
2	情報・通信業	16.53
3	小売業	10.70
4	金属製品	9.02
5	陸運業	6.33
6	食料品	2.84
7	精密機器	0.93
8	卸売業	0.04

◆組入上位銘柄

	銘柄コード	銘柄名	業種	比率(%)
1	-	ひふみスタートアップ投資事業有限責任組合	-	15.17
2 3 4 5 6 7 8 9	319A	技術承継機構	金属製品	9.02
3	352A	LOIVE	サービス業	8.81
4	262A	インターメスティック	小売業	8.66
5	9166	GENDA	サービス業	8.53
6	9556	INTLOOP	サービス業	7.04
7	9065	山九	陸運業	6.32
8	4058	トヨクモ	情報・通信業	5.90
9	5136	tripla	情報・通信業	3.21
10	5254	Arent	情報・通信業	3.08

※比率はいずれも、ひふみクロスオーバーマザーファンドの純資産総額に対する割合です。

※「組入上位銘柄」は個別銘柄の売買を推奨するものではありません。

^{※「}組入上位業種」は国内株式における上位業種を表示しています。

ひふみ投信マザーファンド 主要な資産の状況

◆資産別構成

資産の種類	国·地域	比率(%)
44-44	日本	94.53
株式	海外	4.63
現金・預金・その他資産 (負債控除後)		0.84
合計(純資産総額)		100.00

◆組入上位業種

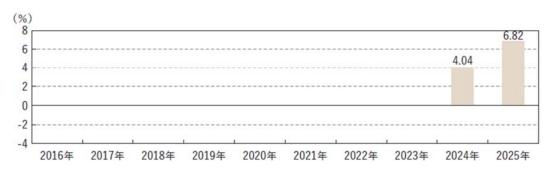
	業種	比率(%)
1	電気機器	15.09
2	情報・通信業	12.16
3	銀行業	8.34
4	機械	7.01
5	卸売業	6.50
6	輸送用機器	6.32
7	建設業	4.89
8	サービス業	4.88
9	化学	3.86
10	小売業	3.62

◆組入上位銘柄

	銘柄コード	銘柄名	業種	比率(%)
1	4676	フジ・メディア・ホールディングス	情報・通信業	4.74
2	7203	トヨタ自動車	輸送用機器	3.32
3	8306	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	3.23
4	6702	富士通	電気機器	3.17
5	6758	ソニーグループ	電気機器	2.97
6	6701	日本電気	電気機器	2.76
7	8411	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	2.27
8	7936	アシックス	その他製品	2.05
9	8766	東京海上ホールディングス	保険業	1.98
10	7012	川崎重工業	輸送用機器	1.96

※比率はいずれも、ひふみ投信マザーファンドの純資産総額に対する割合です。

■ 年間収益率の推移(暦年ベース)



※収益率は、税引前の分配金を再投資したものと仮定して計算しています。

※2024年はひふみクロスオーバーproの設定日(2024年9月12日)から年末までの収益率、2025年は7月31日までの収益率を表示しています。 ※ひふみクロスオーバーproにベンチマーク(運用する際に目標とする基準)はありません。

^{※「}組入上位業種」は国内株式における上位業種を表示しています。

^{※「}組入上位銘柄」は個別銘柄の売買を推奨するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(1) 申込取扱場所

申込期間中、販売会社にて申込みを取り扱います。

販売会社に関しては、下記の照会先までお問い合わせください。

販売会社により全ての支店・営業所等で取扱いをしていない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

照会先

レオス・キャピタルワークス株式会社 レオス営業部 電話番号 03-6266-0129

※レオス・キャピタルワークス株式会社に口座がある方専用 コミュニケーション・センター 電話番号 03-6266-0123

受付時間 営業日の午前9時~午後5時 ホームページアドレス https://www.rheos.jp/

(2) 申込単位

販売会社が定める単位とします。販売会社によって異なりますので、詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。

(3) 申込価額

1口当たりの申込価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

「自動けいぞく投資コース」(分配金再投資)の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンド を買付ける場合には、決算日の基準価額とします。

当ファンドの基準価額は、販売会社または(1)申込取扱場所の照会先にお問い合わせください。また、当ファンドの基準価額は、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に、1万口当たりの価額で掲載されます。

(4) 受渡方法

お客様は、お申し込みの販売会社が定める日までに申込代金を当該販売会社に支払うものとします。

(5) 申込手数料

申込金額(取得申込日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額)に、3.3%(税抜3.0%)を 上限として販売会社が定める手数料率*を乗じて得た額とします。

「自動けいぞく投資コース」(分配金再投資)の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、収益分配金から税金を差し引いた後、無手数料で決算日の基準価額にて再投資されます。

※ 当該手数料率は、販売会社にお問い合わせください。

(6) 申込締切時間

原則として、毎営業日の午後3時30分までとします。ただし、販売会社によって受付時間が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

なお、ニューヨーク証券取引所またはナスダック証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日(販売会社の休業日を除きます。)には、受益権の取得の申込みの受付けは行ないません。

(7) クーリング・オフ非適用

当ファンドのお取引において、「書面による契約の解除」(クーリング・オフ)の適用は、ありません。

(8) 申込の受付中止および取消

金融商品取引所における取引停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情 (流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)があるときは、信託約款の規定にした がい、委託会社の判断で当ファンドの受益権の取得申込みの受付けを中止すること、およびすでに受 け付けた取得申込みの受付けを取り消す場合があります。

2【換金(解約)手続等】

(1) 換金の申込み

当ファンドのお客様(受益者)は、販売会社に対し、その毎営業日に、受益権の換金のお申込みをすることができます。

なお、ニューヨーク証券取引所またはナスダック証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日(販売会社の休業日を除きます。)には、換金の申込みの受付けは行ないません。

(2) 換金方法

解約(一部解約の実行請求)制度により、ご換金いただけます。

(3) 申込締切時間

原則として、毎営業日の午後3時30分までとします。ただし、販売会社によって受付時間が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(4) 大口換金の制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、当ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により大口の換金(一部解約)の金額に制限を設ける場合や換金のご請求(一部解約の 実行の請求)の受付時間に制限を設ける場合があります。

(5) 換金の請求単位等

お客様(受益者)は、取得申込みを取扱った販売会社を通じて委託会社に、販売会社の定める単位を もって、解約の請求をすることができます。解約単位につきましては、販売会社へお問い合わせくだ さい。

(6)解約価額

解約申込日の翌営業日の基準価額とします。

当ファンドの基準価額は、販売会社または「(10)問い合わせ先」の照会先にお問い合わせください。また、当ファンドの基準価額は、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に、1万口当たりの価額で掲載されます。

なお、税金についての詳細は、「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご覧ください。

(7)信託財産留保額

ありません。

(8) 受渡方法

換金代金は、解約請求受付日から起算して5営業日目から、販売会社の本・支店等においてお支払い いたします。

(9) 換金の受付中止および取消

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情

(流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)があるときは、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で換金のご請求(一部解約の実行の請求)の受付けを中止すること、およびすでに受け付けた換金のご請求(一部解約の実行の請求)の受付けを取り消す場合があります。

また、換金のご請求(一部解約の実行の請求)の受付けが中止された場合には、お客様(受益者)は、 当該受付け中止以前に行なった当日の換金のご請求(一部解約の実行の請求)を撤回できます。ただ し、お客様(受益者)がその換金のご請求(一部解約の実行の請求)を撤回しない場合には、当該受 付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金のご請求(一部解約の実行の請求)を受け付 けたものとします。

(10) 問い合わせ先

当ファンドの換金(解約)手続等についてご不明の点がある場合には、販売会社までお問い合わせください。

販売会社につきましては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先

レオス・キャピタルワークス株式会社 レオス営業部 電話番号 03-6266-0129

※レオス・キャピタルワークス株式会社に口座がある方専用 コミュニケーション・センター 電話番号 03-6266-0123

受付時間 営業日の午前9時~午後5時 ホームページアドレス https://www.rheos.jp/

3【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

①基準価額の計算方法

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、外国為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

②有価証券などの評価基準

信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価します。

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法	
親投資信託受益証券	原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。	

(注)親投資信託受益証券(マザーファンド)の主な投資対象の評価方法は次のとおりです。

国内株式:原則として、基準価額計算日における金融商品取引所の最終相場で評価します。

投資事業有限責任組合:原則として、基準価額計算日に知り得る直近の時価で評価します。投資事業有限責任組合を通じて間接保有する未上場株式等は、原則として公正価値測定を用いた時価で評価します。

③基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、原則として、委託会社で毎営業日に計算しております。

当ファンドの基準価額については、販売会社または下記の照会先にお問い合わせください。また、 当ファンドの基準価額は、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に、1万口当たりの価額で掲載されます。 レオス・キャピタルワークス株式会社 レオス営業部 電話番号 03-6266-0129

照会先

※レオス・キャピタルワークス株式会社に口座がある方専用 コミュニケーション・センター 電話番号 03-6266-0123

受付時間 営業日の午前9時~午後5時 ホームページアドレス https://www.rheos.jp/

(2) 【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項は、ありません。

(3) 【信託期間】

当ファンドの信託期間は、証券投資信託契約締結日(2024年9月12日)から無期限ですが、下記「(5)その他 ①信託の終了」の規定に該当する場合には、それぞれの規定に基づく信託終了の日までとします。

(4) 【計算期間】

原則として、毎年7月26日から翌年7月25日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

①信託の終了

- イ. 委託会社は、次の場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
 - (i)信託契約の一部解約により受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合
 - (ii)この信託契約を解約することがお客様(受益者)のため有利であると認めるとき、もしくは その他やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、上記にしたがい信託を終了させる場合には、次の手続により行ないます。

- (イ) 委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該書面決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れているお客様(受益者)に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- (ロ) 前記(イ)の書面決議において、お客様(受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。))は、受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れているお客様(受益者)が議決権を行使しないときは、当該知れているお客様(受益者)は、書面決議について賛成するものとみなします。
- (ハ) 前記(イ)の書面決議は、議決権を行使することができるお客様(受益者)の議決権の3 分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- (二) 前記(イ)から(ハ)までの規定は、次に掲げる場合には、適用しません。
 - (i) 委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この 信託契約に係るすべてのお客様(受益者)が書面または電磁的記録により同意の意思 表示をした場合
 - (ii) 信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記 (イ) から(ハ) までの規定による信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合
- ロ. 委託会社が監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき、委託会社は、その命令にし

たがい、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ハ. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、 委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に 関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後述の「② 信託約款の変更」のハの書面決議に反対のお客様(受益者)の議決権の数が3分の2を超えると きに該当する場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において、存続します。
- 二. 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合および解任された場合において、 委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了さ せます。

②信託約款の変更

- イ. 委託会社は、お客様(受益者)の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は、「②信託約款の変更」に定める方法以外の方法によって変更することができないものとします。
- ロ. 委託会社は、前項のうち、重大な事項について、書面決議を行ないます。この場合において、 あらかじめ、書面決議の日ならびに信託約款の変更の理由などの事項を定め、当該書面決議の日 の2週間前までに、この信託契約に係る知れているお客様(受益者)に対し、書面をもってこれ らの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ハ. 前項の書面決議において、お客様(受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の 受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において 同じ。))は、受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。
 - なお、知れているお客様(受益者)が議決権を行使しないときは、当該知れているお客様(受益者)は、書面決議について賛成するものとみなします。
- ニ. 前記ロの書面決議は、議決権を行使することができるお客様(受益者)の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- ホ. 前記ロから二までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべてのお客様(受益者)が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには、適用しません。

③運用報告書等の作成

委託会社は、当ファンドの毎計算期間の末日および償還時に、期中の運用経過、信託財産の内容および有価証券の売買状況などを記載した交付運用報告書を作成し、知れているお客様(受益者)に対して提供等を行ないます。

委託会社は、運用報告書(全体版)を作成し、電磁的な方法により、お客様(受益者)に提供します。ただし、お客様(受益者)から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを 交付します。

④信託財産に関する報告

受託会社は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会 社に提出します。また、受託会社は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告 書を作成して、これを委託会社に提出します。

⑤受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- イ. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社またはお客様(受益者)は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、前記②の規定にしたがい、新受託会社を選任します。
- ロ. 委託会社が新受託会社を選任することができないときは、委託会社は、信託契約を解約し、信 託を終了させます。

⑥公告

委託会社がお客様(受益者)に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.rheos.jp/

電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑦委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約の業務を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により、事業の全部または一部を承継させることがあります。

⑧信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は、次のとおりです。

①収益分配金および償還金にかかる請求権

お客様(受益者)は、収益分配金(分配金額は、委託会社が決定します。)および償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されているお客様(受益者)(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則取得申込者とします。)に原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されているお客様(受益者)(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。)また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払いのため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社において行なうものとします。受益者が、収益分配金については支払い開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

②換金 (解約) 請求権

お客様(受益者)は、自己の有する受益権について、換金をご請求になる権利(一部解約実行請求権)を有します。

一部解約実行請求をなさるお客様(受益者)は、その口座が開設されている振替機関等に対してそのお客様(受益者)のご請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

一部解約金は、お客様(受益者)の換金のご請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目からお客様(受益者)にお支払いします。

③繰上償還および重大な約款変更に関する書面決議権

お客様(受益者)は、当ファンドが繰上償還、信託約款の重大な変更または併合(併合にあっては その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。)に対して、お持 ちの受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。

④反対者の買取請求権

当ファンドは、お客様(受益者)が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該お客様(受益者)に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

⑤帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

お客様(受益者)は、委託会社に対し、そのお客様(受益者)に係る信託財産に関する書類の閲覧 または謄写を請求することができます。ただし、次に掲げる事項の開示請求を行なうことはできま せん。

- イ. 他のお客様(受益者)の氏名または名称および住所
- ロ. 他のお客様(受益者)が有する受益権の内容

第3【ファンドの経理状況】

- 1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。 なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間(2024年 9月12 日から2025年 7月25日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年10月3日

レオス・キャピタルワークス株式会社

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人ト ー マ ツ 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 中 島 紀 子 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているひふみクロスオーバーproの2024年9月12日から2025年7月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ひふみクロスオーバーpro の 2025 年 7 月 25 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、レオス・キャピタルワークス株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に 含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他 の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務 諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない 財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用するこ とが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが 適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基 づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。 さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計 上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。 監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他

利害関係

の事項について報告を行う。

レオス・キャピタルワークス株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1【財務諸表】

【ひふみクロスオーバーpro】

(1)【貸借対照表】

	(単位:円)
	第1期
	2025年 7月25日現在
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	315, 370, 160
親投資信託受益証券	31, 583, 471, 635
未収利息	3, 879
流動資産合計	31, 898, 845, 674
資産合計	31, 898, 845, 674
負債の部	
流動負債	
未払解約金	58, 942, 198
未払受託者報酬	5, 539, 301
未払委託者報酬	160, 639, 699
その他未払費用	999, 652
流動負債合計	226, 120, 850
負債合計	226, 120, 850
純資産の部	
元本等	
元本	※ 1 28, 510, 200, 611
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	3, 162, 524, 213
(分配準備積立金)	2, 542, 836, 155
元本等合計	31, 672, 724, 824
純資産合計	※ 2 31, 672, 724, 824
負債純資産合計	31, 898, 845, 674

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円) 第1期 自 2024年 9月12日 2025年 7月25日 営業収益 受取利息 880, 144 有価証券売買等損益 2, 904, 331, 635 2, 905, 211, 779 営業収益合計 営業費用 受託者報酬 9, 997, 626 委託者報酬 289, 931, 131 その他費用 999,652 営業費用合計 300, 928, 409 2, 604, 283, 370 営業利益又は営業損失(△) 経常利益又は経常損失(△) 2, 604, 283, 370 当期純利益又は当期純損失(△) 2, 604, 283, 370 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額 61, 447, 215 の分配額 (△) 期首剰余金又は期首欠損金(△) 661, 403, 708 剰余金増加額又は欠損金減少額 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 661, 403, 708 剰余金減少額又は欠損金増加額 41, 715, 650 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 41, 715, 650 **※**1 -期末剰余金又は期末欠損金(△) 3, 162, 524, 213

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期別	第1期
項目	自 2024年 9月12日
切口 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	至 2025年 7月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 当ファンドの第1期計算期間は、2024年 9月12日(設定日)から2025年 7月25日ま でとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

	第1期	
	2025年 7月25日現在	
※ 1.	当該計算期間の末日における受益権の総数	
		28, 510, 200, 611 □
※ 2.	当該計算期間の末日における1単位当りの純資産の額	
	1口当りの純資産額	1. 1109円
	(10,000口当りの純資産額	11, 109円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

		第1期
	項目	自 2024年 9月12日
		至 2025年 7月25日
※ 1.	分配金の計算過程	
	費用控除後の配当等収益額 A	299, 525, 707円
	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 B	2, 243, 310, 448円
	収益調整金額 C	619, 688, 058円
	分配準備積立金額 D	-円
	当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D	3, 162, 524, 213円
	当ファンドの期末残存口数 F	28, 510, 200, 611 □
	10,000口当り収益分配対象額 G=E/F×10,000	1,109円
	10,000口当り分配金額 H	-円
	収益分配金金額 I=F×H/10,000	-円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

期別 項目 1.金融商品に対する取組方針	第1期 自 2024年 9月12日 至 2025年 7月25日 当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従 い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。
係るリスク	当ファンドは、主として、国内の上場株式に投資する親投資信託受益証券を売買目的で保有しており、また未上場株式を投資対象である投資事業有限責任組合を通じて間接的に保有するため、価格変動リスク、信用リスク、流動性リスク等を有しております。特に未上場株式への投資は、未上場株式を取引する市場がないことから、その時価は投資事業有限責任組合の運用会社が国際的な会計基準に基づいて定期的及び随時に行なう評価替えを反映します。このため上場株式とは異なる価格変動リスクを持ち、経済状況や業績動向等により、上場株式より大きな価格変動リスクや信用リスクその他のリスクを負うことがあります。また、未上場株式は市場取引が出来ないため、不利な条件での売却を強いられる場合があり、高い流動性リスク等を伴う可能性があります。また、これらの親投資信託受益証券は一部外国の上場株式を売買目的で保有する場合や、組み入れて運用する投資事業有限責任組合が外国の未上場株式を組み入れる場合があるため、カントリーリスク、為替変動リスク、流動性リスク等を有しております。この他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。
	当ファンドの委託会社の運用リスク管理委員会において、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行ない、資産配分等の状況を分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を継続し、格付け等の信用度に応じた組入れ制限等の管理、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入れ比率等の管理等を行なっております。特に、未上場上株式においても、当ファンドの親投資信託が組み入れて運用する投資事業組合のポートフォリオの内容を日々共有し、その実質的な組入比率が法令や投資信託協会規則に基づく基準を超えることのないよう、管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

期別	第1期
項目	2025年 7月25日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計 上額と時価との差額はありません。
	時価の算出方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。
	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前 提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(関連当事者との取引に関する注記)

	第1期	
	自 2024年 9月12日	
	至 2025年 7月25日	
該当事項はありません。		

(重要な後発事象に関する注記)

(1)		
	第1期	
	自 2024年 9月12日	
	至 2025年 7月25日	
該当事項はありません。		

(その他の注記)

元本の移動

第1期 2025年 7月25日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	8, 304, 827, 646円
期中追加設定元本額	22, 679, 980, 159円
期中一部解約元本額	2, 474, 607, 194円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額 第1期(自 2024年 9月12日 至 2025年 7月25日)

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	2, 912, 789, 857
슴콹	2, 912, 789, 857

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

1. 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	ひふみ投信マザーファンド	3, 668, 448, 826	24, 038, 611, 467	
	ひふみクロスオーバーマザーファンド	6, 897, 211, 965	7, 544, 860, 168	
	合計	10, 565, 660, 791	31, 583, 471, 635	

⁽注)親投資信託受益証券の券面総額欄には、口数を表示しております。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「ひふみ投信マザーファンド」及び「ひふみクロスオーバーマザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、当該マザーファンドの受益証券です。

ひふみ投信マザーファンドの経理状況

マザーファンドの経理状況は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

ひふみ投信マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位:円)

	(事位:日)
	2025年 7月25日現在
資産の部	
流動資産	
預金	2, 167, 072, 163
金銭信託	897, 264
コール・ローン	11, 218, 667, 875
株式	900, 603, 568, 647
未収入金	3, 155, 530, 996
未収配当金	1, 253, 083, 180
未収利息	138, 004
流動資産合計	918, 398, 958, 129
資産合計	918, 398, 958, 129
負債の部	
流動負債	
未払金	9, 425, 830, 134
未払解約金	127, 530, 000
流動負債合計	9, 553, 360, 134
負債合計	9, 553, 360, 134
純資産の部	
元本等	
元本	※ 1 138, 696, 187, 020
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	770, 149, 410, 975
元本等合計	908, 845, 597, 995
純資産合計	※ 2 908, 845, 597, 995
負債純資産合計	918, 398, 958, 129
	,,

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期別	自 2024年 9月12日
項目	至 2025年 7月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算 原則として、わが国における計算期間の末日の対顧客電信売買相場の仲値により計算しております。
	受取配当金 国内株式についての受取配当金は、原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 外国株式についての受取配当金は、原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。 有価証券売買等損益
4. その他財務諸表作成のための基礎と	約定日基準で計上しております。 外貨建資産等の会計処理
なる事項	「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

()具	自内派教に関する正記	
	2025年 7月25日現在	
※ 1.	当該計算期間の末日における受益権の総数	
		138, 696, 187, 020 □
※ 2.	当該計算期間の末日における1単位当りの純資産の額	
	1口当りの純資産額	6.5528円
	(10,000口当りの純資産額	65,528円)

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

期別	自 2024年 9月12日
項目	至 2025年 7月25日
	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。
係るリスク	当ファンドは、主として、国内株式を売買目的で保有しており、価格変動リスク、信用リスク、流動性リスク等を有しております。また、一部外国株式を売買目的で保有しており、カントリーリスク、為替変動リスク、流動性リスク等を有しております。この他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。
	当ファンドの委託会社の運用リスク管理委員会において、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行ない、資産配分等の状況を分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を継続し、格付け等の信用度に応じた組入れ制限等の管理、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入れ比率等の管理等を行なっております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

期別項目	2025年 7月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計 上額と時価との差額はありません。
	時価の算出方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。
	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前 提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(その他の注記)

元本の移動

2025年 7月25日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2024年 9月12日
期首元本額	139, 767, 277, 656円
期中追加設定元本額	9, 878, 176, 433円
期中一部解約元本額	10, 949, 267, 069円
期末元本額	138, 696, 187, 020円
元本の内訳※	
ひふみ投信	27, 155, 255, 351円
ひふみプラス	90, 919, 417, 251円
ひふみクロスオーバーpro	3, 668, 448, 826円
ひふみ年金	13, 882, 577, 870円
ひふみらいと	16, 588, 416円
まるごとひふみ15	67, 943, 506円
まるごとひふみ50	656, 857, 335円
まるごとひふみ100	2, 318, 421, 037円
まるごとひふみ50 (適格機関投資家専用)	10,677,428円

(注) ※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

自 2024年 9月12日 至 2025年 7月25日

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	89, 355, 498, 556
合計	89, 355, 498, 556

⁽注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの計算期間 の末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

1. 有価証券明細表

①株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
	地 貝		単価	金額	佣石
日本円	ショーボンドホールディングス	840, 100	4, 808. 00	4, 039, 200, 800)
	ミライト・ワン	719, 600	2, 685. 00	1, 932, 126, 000)
	鹿島建設	3, 935, 700	3, 735. 00	14, 699, 839, 500)
	東鉄工業	129, 600	4, 095. 00	530, 712, 000)
	住友林業	1, 208, 100	1, 564. 00	1, 889, 468, 400)
	積水ハウス	2, 039, 600	3, 283. 00	6, 696, 006, 800)
	ユアテック	264, 700	2, 405. 00	636, 603, 500)
	四電工	259, 400	1, 324. 00	343, 445, 600)
	中電工	96, 400	3, 590. 00	346, 076, 000)
	関電工	859, 000	3, 458. 00	2, 970, 422, 000)
	きんでん	806, 100	4, 667. 00	3, 762, 068, 700)
	トーエネック	332, 500	1, 335. 00	443, 887, 500)

九電工	837, 900	6, 676. 00	5, 593, 820, 400
太平電業	48,000	6, 440. 00	309, 120, 000
高砂熱学工業	110, 800	7, 431. 00	823, 354, 800
亀田製菓	284, 100	4, 095. 00	1, 163, 389, 500
^{电口表来} アサヒグループホールディングス	4, 465, 000	1, 934. 00	8, 635, 310, 000
ライフドリンク カンパニー	20,000	2, 041. 00	40, 820, 000
プレミアムウォーターホールディングス	2, 657, 400	3, 300. 00	8, 769, 420, 000
キッコーマン	1, 450, 000	1, 329. 00	1, 927, 050, 000
やまみ	130,000		
	-	4, 660. 00	605, 800, 000
ョシムラ・フード・ホールディングス グンゼ	660,000	829.00	547, 140, 000
	1, 620, 000	3, 715. 00	6, 018, 300, 000
ホギメディカル	47, 000	3, 960. 00	186, 120, 000
朝日印刷	1, 133, 300	904. 00	1, 024, 503, 200
イムラ	6, 000	979. 00	5, 874, 000
住友化学	7, 000, 000	373. 20	2, 612, 400, 000
クレハ	1, 059, 200	3, 440. 00	3, 643, 648, 000
大阪ソーダ	4, 198, 700	1, 934. 00	8, 120, 285, 800
トリケミカル研究所	470, 600	3, 385. 00	1, 592, 981, 000
花王	1, 633, 200	6, 727. 00	10, 986, 536, 400
日本ペイントホールディングス	1, 373, 300	1, 300. 00	1, 785, 290, 000
DIC	437, 700	2, 965. 00	1, 297, 780, 500
日東電工	1, 373, 700	3, 110. 00	4, 272, 207, 000
第一三共	3, 482, 700	3, 630. 00	12, 642, 201, 000
大塚ホールディングス	840, 000	7, 061. 00	5, 931, 240, 000
横浜ゴム	270, 000	4, 500. 00	1, 215, 000, 000
ТОТО	1, 262, 600	3, 944. 00	4, 979, 694, 400
品川リフラクトリーズ	21,600	1, 693. 00	36, 568, 800
黒崎播磨	822, 400	3, 550. 00	2, 919, 520, 000
Мірох	85, 000	517.00	43, 945, 000
住友電気工業	1, 830, 900	3, 547. 00	6, 494, 202, 300
日本製鋼所	208, 000	9, 169. 00	1, 907, 152, 000
アマダ	743, 300	1, 695. 00	1, 259, 893, 500
DMG森精機	3, 510, 200	3, 539. 00	12, 422, 597, 800
ディスコ	345, 000	44, 270. 00	15, 273, 150, 000
西部技研	20,000	1, 614. 00	32, 280, 000
フリュー	60,000	1, 071. 00	64, 260, 000
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	10,000	6, 600. 00	66, 000, 000
ローツェ	2, 304, 500	1, 986. 50	4, 577, 889, 250
ハーモニック・ドライブ・システムズ	1, 918, 800	2, 941. 00	5, 643, 190, 800
ダイフク タダノ	2, 214, 600	3, 835. 00	8, 492, 991, 000
	250, 000	1, 082. 50	270, 625, 000
平和	128, 100	2, 065. 00	264, 526, 500
セガサミーホールディングス	733, 000	3, 060. 00	2, 242, 980, 000
放電精密加工研究所 カカデンス	45, 000	1, 557. 00	70, 065, 000
カナデビア	5, 750, 700	1, 038. 00	5, 969, 226, 600
I H I	260, 000	16, 115. 00	4, 189, 900, 000
日立製作所	2, 370, 900	4, 614. 00	10, 939, 332, 600
KOKUSAI ELECTRIC	1, 262, 700	3, 410. 00	4, 305, 807, 000
芝浦メカトロニクス	149, 500	10, 810. 00	1, 616, 095, 000
ニデック	3, 483, 200	2, 970. 00	10, 345, 104, 000
正興電機製作所	50, 000	1, 580. 00	79, 000, 000
ジーエス・ユアサ コーポレーション	583, 100	2, 745. 50	1, 600, 901, 050
日本電気	5, 662, 800	4, 172. 00	23, 625, 201, 600
富士通	8, 641, 500	3, 290. 00	28, 430, 535, 000
ソニーグループ	7, 282, 500	3, 706. 00	26, 988, 945, 000
santec Holdings	15, 000	5, 700. 00	85, 500, 000
古野電気	105, 000	4, 090. 00	429, 450, 000
アドバンテスト	760, 000	11, 495. 00	8, 736, 200, 000
オプテックスグループ	406, 900	1, 627. 00	662, 026, 300
図研	48, 200	5, 760. 00	277, 632, 000
		, **	, , , 1

芝浦電子	97, 700	6, 090. 00	594, 993, 000
村田製作所	2, 817, 800	2, 213. 00	6, 235, 791, 400
東京エレクトロン	346, 800	27, 960. 00	9, 696, 528, 000
川崎重工業	1, 586, 700	10, 860. 00	17, 231, 562, 000
トヨタ自動車	10, 800, 000	2, 787. 00	30, 099, 600, 000
スズキ	5, 607, 800	1, 655. 50	9, 283, 712, 900
へへっ セレンディップ・ホールディングス			•
	18,000	3, 570. 00	64, 260, 000
マニー	912, 300	1, 265. 50	1, 154, 515, 650
HOYA	677, 400	19, 335. 00	13, 097, 529, 000
シード	240, 000	470.00	112, 800, 000
前田工繊	574, 200	1, 912. 00	1, 097, 870, 400
ヨネックス	189, 600	3, 005. 00	569, 748, 000
アシックス	5, 181, 000	3, 730. 00	19, 325, 130, 000
イトーキ	666, 500	2, 328. 00	1, 551, 612, 000
美津濃	231, 200	2, 847. 00	658, 226, 400
中部電力	1, 241, 200	1, 877. 50	2, 330, 353, 000
東京瓦斯	797, 500	4, 999. 00	3, 986, 702, 500
東日本旅客鉄道	1, 980, 000	3, 189. 00	6, 314, 220, 000
南海電気鉄道	312, 300	2, 269. 00	708, 608, 700
セイノーホールディングス	2, 358, 900	2, 276. 50	5, 370, 035, 850
日本郵船	1, 200, 000	5, 389. 00	6, 466, 800, 000
エージーピー	29, 000	1, 530. 00	44, 370, 000
ハッチ・ワーク	15, 000	2, 367. 00	35, 505, 000
デジタルアーツ	174, 600	7, 900. 00	1, 379, 340, 000
ゲンダイエージェンシー	24, 000	428. 00	10, 272, 000
TIS	660, 600	4, 641. 00	3, 065, 844, 600
エムアップホールディングス	200, 000	2, 121. 00	424, 200, 000
GMOペイメントゲートウェイ	718, 300	8, 522. 00	6, 121, 352, 600
インターネットイニシアティブ	2, 388, 800	2, 683. 00	6, 409, 150, 400
<u>マークラインズ</u> シェアリングテクノロジー	102, 200	1, 985. 00	202, 867, 000
	60, 000	1, 104. 00	66, 240, 000
野村総合研究所	587, 000	5, 524. 00	3, 242, 588, 000
CEホールディングス	50, 000	698. 00	34, 900, 000
ワンキャリア	70,000	2, 099. 00	146, 930, 000
ラクスル	756, 500	1, 264. 00	956, 216, 000
ユナイトアンドグロウ	17, 000	633. 00	10, 761, 000
フジ・メディア・ホールディングス	12, 000, 000	3, 690. 00	44, 280, 000, 000
菱友システムズ	15, 000	6, 880. 00	103, 200, 000
東映アニメーション	493, 600	3, 260. 00	1, 609, 136, 000
EMシステムズ	202, 600	727.00	147, 290, 200
Arent	508, 300	4, 885. 00	2, 483, 045, 500
日本テレビホールディングス	1, 256, 000	3, 311. 00	4, 158, 616, 000
テレビ東京ホールディングス	1, 335, 900	3, 715. 00	4, 962, 868, 500
光通信	302, 400	41, 180. 00	12, 452, 832, 000
KADOKAWA	971, 300	3, 768. 00	3, 659, 858, 400
アイネット	640, 000	1, 909. 00	1, 221, 760, 000
東宝	627, 300	9, 902. 00	6, 211, 524, 600
SCSK	826, 300	4, 393. 00	3, 629, 935, 900
コナミグループ	206, 700	20, 225. 00	4, 180, 507, 500
神戸物産	739, 500	4, 096. 00	3, 028, 992, 000
ラクト・ジャパン	35, 000	3, 915. 00	137, 025, 000
伊藤忠商事	2, 170, 500	7, 900. 00	17, 146, 950, 000
丸紅	4, 354, 300	3, 090. 00	13, 454, 787, 000
光和. 三井物産			
	4, 573, 400	3, 147. 00	14, 392, 489, 800
サンリオ 自M電光	1, 492, 700	5, 911. 00	8, 823, 349, 700
泉州電業	290, 000	4, 260. 00	1, 235, 400, 000
タキヒヨー	8,000	1, 770. 00	14, 160, 000
エターナルホスピタリティグループ	270, 000	3, 160. 00	853, 200, 000
コスモス薬品	464, 700	9, 364. 00	4, 351, 450, 800
TOKYO BASE	150,000	483.00	72, 450, 000

ほぼ日	73, 200	3, 075. 00	225, 090, 000
Japan Eyewear Holding	10,200	0, 0.0.00	220, 000, 000
S	1, 063, 200	2, 164. 00	2, 300, 764, 800
魁力屋	239, 600	2, 019. 00	483, 752, 400
パン・パシフィック・インターナショナルホー			
ルディングス ゼンショーホールディングス	2, 181, 300	4, 998. 00	
センショーホールディングス	1, 110, 200	7, 922. 00	
薬王堂ホールディングス ひとまいる	168, 000	2, 318. 00	
ロイヤルホールディングス	905, 100	478. 00 2, 637. 00	
しまむら	82, 700 165, 400		
ギフトホールディングス	80, 000	3, 360. 00	
吉野家ホールディングス	482, 800	3, 288. 00	
しずおかフィナンシャルグループ	1, 161, 100	1, 770. 00	2, 055, 147, 000
京都フィナンシャルグループ	1, 049, 900	2, 837. 50	2, 979, 091, 250
九州フィナンシャルグループ	4, 372, 100	802. 90	3, 510, 359, 090
コンコルディア・フィナンシャルグループ	2, 912, 700	1, 009. 50	2, 940, 370, 650
三菱UFJフィナンシャル・グループ	13, 000, 000	2, 157. 00	
りそなホールディングス	7, 493, 200	1, 443. 00	
千葉銀行	1, 048, 300	1, 433. 00	
ふくおかフィナンシャルグループ	438, 100	4, 237. 00	
みずほフィナンシャルグループ 池田泉州ホールディングス	4, 360, 000 4, 457, 000	4, 535. 00 673. 00	
野村ホールディングス	2, 400, 000	995. 80	
トレイダーズホールディングス	100,000	1, 200. 00	
第一生命ホールディングス	11, 870, 800	1, 188. 00	
東京海上ホールディングス	2, 912, 600	6, 117. 00	
プレミアグループ	750, 000	2, 274. 00	
東京センチュリー	1, 410, 000	1, 752. 00	2, 470, 320, 000
オリックス	4, 742, 900	3, 402. 00	16, 135, 345, 800
スター・マイカ・ホールディングス	500, 000	964. 00	482, 000, 000
アズーム	74, 900	8, 570. 00	641, 893, 000
パーク24	278, 400	1, 887. 00	
三菱地所	5, 694, 700	2, 825. 00	
コシダカホールディングス タイミー	199, 000 5, 036, 800	1, 302. 00 2, 001. 00	
CSSホールディングス	9,000	901. 00	
ティア	1, 380, 000	590. 00	
dely	278, 100	1, 897. 00	, ,
ラウンドワン	3, 543, 500	1, 535. 00	
リソー教育	1, 510, 000	217.00	327, 670, 000
Gunosy	122, 600	698. 00	
ジャパンマテリアル	1, 643, 100	1, 373. 00	
チャーム・ケア・コーポレーション	2, 285, 000	1, 302. 00	
ERIホールディングス	15,000	3, 085. 00	
船場 グリーンズ	22, 000 204, 100	1, 819. 00	
コプロ・ホールディングス	5, 000	2, 005. 00 2, 130. 00	
カーブスホールディングス	150, 000	725. 00	
TWOSTONE&Sons	109, 800	880. 00	
LITALICO	377, 900		
アシロ	27, 300		
シーユーシー	61,600	1, 168. 00	71, 948, 800
GENDA	6, 387, 000	962. 00	
エフ・コード	55, 000	2, 390. 00	131, 450, 000
日本管財ホールディングス	305, 000	2, 777. 00	
共立メンテナンス	1, 185, 500	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
トランス・コスモス	380, 600	3, 495. 00	
セコム 日本円 小計	1, 689, 500 282, 628, 400	5, 400. 00	9, 123, 300, 000 856, 415, 488, 990
日本11 7.11	404, 040, 400		000, 410, 400, 330

米ドル	NETFLIX, INC	45, 000	1, 180. 76	53, 134, 200. 00
	ALIBABA GROUP HD-ADR	90,000	121. 15	10, 903, 500. 00
	AMAZON. COM, INC	170, 000	232. 23	39, 479, 100. 00
	TJX COMPANIES INC	120, 000	126. 26	15, 151, 200. 00
	COSTCO WHOLESALE CORP	25, 000	933. 80	23, 345, 000. 00
	ADVANCED MICRO DEVICES, INC	180, 000	162. 12	29, 181, 600. 00
	************************************	630, 000		171, 194, 600. 00
	木 ト/レ 小計			(25, 237, 507, 932)
ユーロ	AIRBUS SE	150, 000	182.60	27, 390, 000. 00
	SIEMENS AG-REG	150, 000	227. 25	34, 087, 500. 00
	그ㅡㅁ 小計	300, 000		61, 477, 500. 00
	工一口 小計			(10, 649, 747, 325)
デンマーク	クロ NOVO NORDISK AS	800, 000	447. 05	357, 640, 000. 00
ーネ				
	デンマーククローネ 小計	800, 000		357, 640, 000. 00
	プンマーククローネ 小計			(8, 300, 824, 400)
		284, 358, 400		900, 603, 568, 647
	[口][(44, 188, 079, 657)

- (注)1.小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
 - 2.合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に関わるもので、内書であります。
 - 3. 外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	效	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式	6銘柄	2.8%	57. 1%
ユーロ	株式	2銘柄	1.2%	24. 1%
デンマーククローネ	株式	1銘柄	0.9%	18. 8%

⁽注)組入時価比率は純資産に対する比率、合計金額に対する比率は外貨建有価証券の合計金額に対する比率であります。

②株式以外の有価証券

該当事項はありません。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表該当事項はありません。

ひふみクロスオーバーマザーファンドの経理状況 マザーファンドの経理状況は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

ひふみクロスオーバーマザーファンド

(1) 貸借対照表

	(単位:円)
	2025年 7月25日現在
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	510, 420, 169
株式	5, 850, 589, 600
未収配当金	165, 600
未収利息	6, 278
流動資産合計	6, 361, 181, 647
固定資産	
投資有価証券	1, 200, 087, 999
固定資産合計	1, 200, 087, 999
資産合計	7, 561, 269, 646
負債の部	
流動負債	
未払金	16, 407, 965
流動負債合計	16, 407, 965
負債合計	16, 407, 965
純資産の部	
元本等	
元本	※ 1 6, 897, 211, 965
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	647, 649, 716
元本等合計	7, 544, 861, 681
純資産合計	※ 2 7, 544, 861, 681
負債純資産合計	7, 561, 269, 646

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期別	自 2024年 9月12日
項目	至 2025年 7月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
	投資有価証券 投資事業有限責任組合への出資持分については、直近の決算等の金融商品会計基準 に準拠した財務諸表を基礎として、持分割合の純額で評価しています。 また、基準価額算出目的の時価評価にあたっては、当該組合の無限責任組合員から 提示される評価単価に基づいて、評価しております。
	受取配当金原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等に関する注記)

・「金融商品会計に関する実務指針」(改正移管指針第9号 2025年 3月11日 企業会計基準委員 会)

(1) 概要

近年、ファンドに非上場株式を組み入れた金融商品が増加しており、これらの非上場株式を時価評価することによって、財務諸表の透明性が向上し、投資家に対して有用な情報が開示及び提供されることになり、その結果、国内外の機関投資家からより多くの成長資金がベンチャーキャピタルファンド等に供給されることが期待されるとして、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を時価評価することを目的として「金融商品会計に関する実務指針」の改定が行われました。

本実務指針を適用すると要件を満たす組合等への出資は、当該組合等の構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式について時価をもって評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とすることができるとし、この場合、評価差額の持分相当額は純資産の部に計上することになります。

(2) 適用予定日

2026年7月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「金融商品会計に関する実務指針」の適用による財務諸表に与える影響額につきましては、現時点で評価中であります。

(貸借対照表に関する注記)

2025年 7月25日現在

※1. 当該計算期間の末日における受益権の総数

 $6,897,211,965 \square$

※2. 当該計算期間の末日における1単位当りの純資産の額

1口当りの純資産額

1.0939円

(10,000口当りの純資産額

10,939円)

※3. 投資信託協会規則に基づき算出された1口当たり純資産額(基準価額)は1.0939円(10,939円)です。当該規則に基づき 算出された1口当たり純資産額と、上記(※2)に記載の1単位当りの純資産の額とには、当計算期間の末日において差 異は生じていません。

当ファンドは、「ひふみスタートアップ投資事業有限責任組合」を通じて、実質的に未上場株式を組み入れた運用を実施しております。未上場株式は、財務諸表の作成にあたり適用される会計基準において取得原価をもって評価することとされていますが、基準価額を算出する際に適用される投資信託協会の規則においては公正価値測定における時価で評価することとされております。当該組合は、投資信託協会の規則に準じて未上場株式の公正価値測定における時価評価を実施することにより、当該組合の1口当たり時価単価を算出しており、当ファンドは、当該時価単価に基づき基準価額の算定を実施しております。

※4. 当ファンドが出資する「ひふみスタートアップ投資事業有限責任組合」の組合契約に規定されている出資約束金額は99,999,000,000円となっております。運用効率の観点から、当組合はキャピタルコール方式を採用しており、当該組合のGPから追加出資金の申し出を受けた場合は、出資約束金額99,999,000,000円までの追加出資を実施いたします。当該計算期間の末日における出資履行金額の状況は以下の通りです。

出資約束金額※

99, 999, 000, 000円

出資履行金額

1,200,087,999円

出資未履行金額

98, 798, 912, 001円

※出資約束金額は、当ファンドの運用方針に沿って増額する可能性があります。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

期別	自 2024年 9月12日
項目	至 2025年 7月25日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従
	い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。
	当ファンドは、主として、国内の上場株式を売買目的で保有しており、また未上場
	株式を投資対象である投資事業有限責任組合を通じて間接的に保有するため、価格
	変動リスク、信用リスク、流動性リスク等を有しております。特に未上場株式への
	投資は、未上場株式を取引する市場がないことから、その時価は投資事業有限責任
	組合の運用会社が国際的な会計基準に基づいて定期的及び随時に行なう評価替えを
	反映します。このため上場株式とは異なる価格変動リスクを持ち、経済状況や業績 動向等により、上場株式より大きな価格変動リスクや信用リスクその他のリスクを
	動向寺により、工場休込より入さな価格を勤り入り、行品カップノでい他のリスノを 負うことがあります。また、未上場株式は市場取引が出来ないため、不利な条件で
	の売却を強いられる場合があり、高い流動性リスク等を伴う可能性があります。ま
	た、一部外国の上場株式を売買目的で保有する場合や、当ファンドが組み入れて運
	用する投資事業有限責任組合が外国の未上場株式を組み入れる場合があるため、カ
	ントリーリスク、為替変動リスク、流動性リスク等を有しております。この他、保
	有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を
	有しております。
	Way who said All o Tell is a bit mase All a by the said of the sai
	当ファンドの委託会社の運用リスク管理委員会において、パフォーマンスの考査及
	び運用リスクの管理を行ない、資産配分等の状況を分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を継続
	し、格付け等の信用度に応じた組入れ制限等の管理、必要に応じて市場流動性の状
	況を把握し、取引量や組入れ比率等の管理等を行なっております。
	特に、未上場上株式においても、当ファンドが組み入れて運用する投資事業組合の
	ポートフォリオの内容を日々共有し、その子投資信託における実質的な組入比率が
	法令や投資信託協会規則に基づく基準を超えることのないよう、管理しておりま
	す。

2. 金融商品の時価等に関する事項

期別	2025年 7月25日現在
項目	
	貸借対照表上の金融商品は投資有価証券を除き原則として全て時価で評価している ため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
	時価の算出方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。
	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前 提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

3. 貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資

2 TH. T. T.	• 11 12 1 - 12.
種類	貸借対照表計上額
投資有価証券	1, 200, 087, 999円
合計	1, 200, 087, 999円

貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資は、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-16項の取り扱いを適用しており、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第4項(1)に定める時価開示の対象とはしておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

	自 2024年 9月12日	
	至 2025年 7月25日	
該当事項はありません。		

(重要な後発事象に関する注記)

(主文:な区元 子がに因う ひ上に	1)	
	自 2024年 9月12日	
	至 2025年 7月25日	
該当事項はありません。		

(その他の注記)

元本の移動

2025年 7月25日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2024年 9月12日
期首元本額	827, 900, 000円
期中追加設定元本額	6, 379, 151, 679円
期中一部解約元本額	309, 839, 714円
期末元本額	6, 897, 211, 965円
元本の内訳※	
ひふみクロスオーバーpro	6, 897, 211, 965円

⁽注)※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

自 2024年 9月12日 至 2025年 7月25日

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	604, 125, 266
合計	604, 125, 266

⁽注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの計算期間の末日までの期間に対応する金額であります。

また、投資有価証券については、(金融商品に関する注記) 3. 貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資に記載の通りであります。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

1. 有価証券明細表

①株式

通貨	3	株式数	評価額	² 価額	備考
世月	田貝	単価	金額	加力	
日本円	ライフドリンク カンパニー	100, 000	2, 041. 00	204, 100, 000	
	技術承継機構	127, 400	5, 480. 00	698, 152, 000	
	北里コーポレーション	44,000	1, 838. 00	80, 872, 000	
	山九	56, 400	8, 705. 00	490, 962, 000	
	ROXX	181, 800	1, 137. 00	206, 706, 600	
	ミーク	45, 500	791.00	35, 990, 500	
	トヨクモ	135, 600	3, 350. 00	454, 260, 000	
	unerry	28, 500	2, 358. 00	67, 203, 000	
	tripla	115, 000	2, 158. 00	248, 170, 000	
	Arent	49, 500	4, 885. 00	241, 807, 500	
	TMH	2,800	1, 335. 00	3, 738, 000	
	インターメスティック	348, 600	1, 927. 00	671, 752, 200	

ガーデン	49,000	2, 520. 00	123, 480, 000	
DAIWA CYCLE	10, 300	3, 650. 00	37, 595, 000	
タイミー	53,000	2, 001. 00	106, 053, 000	
LIFE CREATE	518, 100	1, 382. 00	716, 014, 200	
ミダックホールディングス	35, 800	2, 134. 00	76, 397, 200	
GENDA	719, 900	962. 00	692, 543, 800	
トリドリ	9, 200	2, 198. 00	20, 221, 600	
INFORICH	37,000	2, 550. 00	94, 350, 000	
INTLOOP	76, 700	6, 930. 00	531, 531, 000	
プログリット	45,000	1, 082. 00	48, 690, 000	
合計	2, 789, 100		5, 850, 589, 600	`

②株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	貸借対照表計上額(円)	備考
投資有価証券	ひふみスタートアップ投資事業有限責任組合	999, 990	1, 200, 087, 999	
合計		999, 990	1, 200, 087, 999	

⁽注1)投資有価証券における口数の数値は、投資事業有限責任組合への出資口数を表示しております。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表該当事項はありません。

⁽注2)投資有価証券は、組合契約に規定される決算報告日における直近の財務諸表を基礎とし、純額法により取り込む方法によって評価しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2025年7月31日現在)

I	資産総額	31, 960, 454, 536円
П	負債総額	210, 158, 379円
Ш	純資産総額(I-Ⅱ)	31, 750, 296, 157円
IV	発行済口数	28, 567, 083, 653 □
V	1口当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	1. 1114円

<参考>

ひふみ投信マザーファンド

(2025年7月31日現在)

I	資産総額	904, 898, 604, 049円
П	負債総額	2, 842, 906, 169円
Ш	純資産総額(I-Ⅱ)	902, 055, 697, 880円
IV	発行済口数	138, 101, 727, 947 □
V	1口当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	6. 5318円

ひふみクロスオーバーマザーファンド

(2025年7月31日現在)

Ι	資産総額	7, 912, 315, 276円
П	負債総額	—円
Ш	純資産総額 (I-Ⅱ)	7, 912, 315, 276円
IV	発行済口数	7, 139, 234, 341 □
V	1口当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	1. 1083円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 受益証券の名義書換えの事務等 該当事項は、ありません。
- (2) 受益者に対する特典 該当事項は、ありません。

(3) 受益権の譲渡

- ①譲渡制限はありません。
- ②お客様(受益者)は、その保有する受益権を譲渡する場合には、そのお客様(受益者)の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に、振替の申請をするものとします。
- ③上記②の申請のある場合には、上記②の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記②の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(7) 受益証券の発行

受益証券の発行は行ないません。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額(2025年7月末現在)

資本金の額322,757千円会社が発行する株式の総数1,000株発行済株式の総数100株

最近5年間における資本金の額の増減:

2023年4月24日 資本金100,000千円から313,904千円に増資

2023年8月21日 新株予約権の行使により、資本金が313,904千円から316,032千円に増加 2023年8月30日 新株予約権の行使により、資本金が316,032千円から320,144千円に増加 2023年9月8日 新株予約権の行使により、資本金が320,144千円から322,277千円に増加 2024年2月7日 新株予約権の行使により、資本金が322,277千円から322,757千円に増加

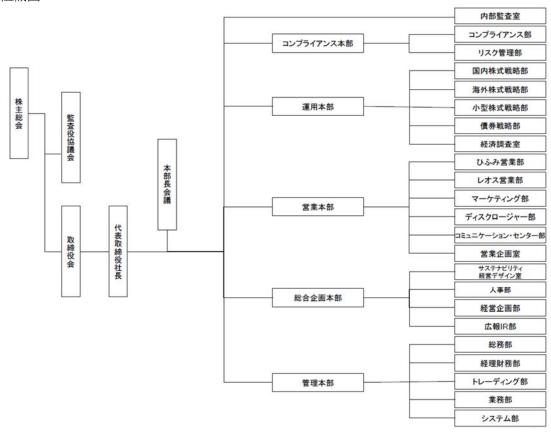
(2) 委託会社の機構

①会社の意思決定機構

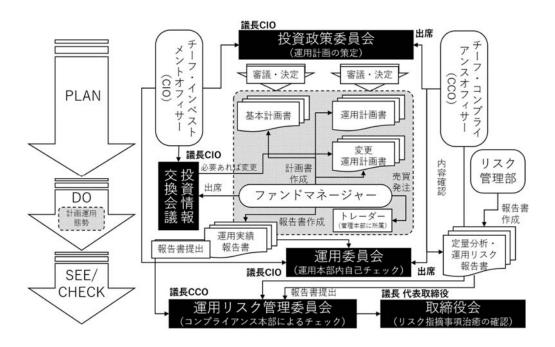
当社の業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、代表取締役若干名を定めます。また、取締役社長を1名定め、必要に応じて役付取締役を若干名定めることができます。代表取締役社長は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい、 業務を執行します。

②組織図



③運用の意思決定機構



<取締役会>

・運用リスク管理委員会の報告を受け、必要に応じて運用本部に対し治癒命令を発出します。

<チーフ・インベストメントオフィサー(CIO)>

- ・投資政策委員会の委員長として、「基本計画書」(ファンドの諸方針等を定めるものをいいます。)、「運用計画書」、分配政策等を決定します。
- ・運用委員会の委員長となり、主として、運用にかかわる組織運営、ファンドマネージャーの任 命・変更および基本的な運用方針の決定、運用状況の把握等を行ないます。

<投資政策委員会>

- ・代表取締役社長、取締役(社外取締役および会社の業務を執行しない取締役を除く。)、チーフ・インベストメントオフィサー(CIO)、チーフ・コンプライアンスオフィサー(CCO)、 運用本部長、営業本部長、管理本部長、運用部長、コンプライアンス部長、リスク管理部長等が メンバーとなり、原則として、毎月1回会議を開催します。
- ・「基本計画書」、投資環境の分析、市場動向の見通し等をふまえて、原則として、毎月作成する 「運用計画書」等を審議・決定するほか、運用実績や運用リスクの調査分析を行ないます。
- ※運用部は、国内株式戦略部、海外株式戦略部、小型株式戦略部および債券戦略部の総称です。 (以下同じ。)

<ファンドマネージャー>

- 「基本計画書」、「運用計画書」を策定し、投資政策委員会へ提出します。
- ・投資政策委員会において決定された「基本計画書」、「運用計画書」にしたがって運用を行ない、 運用実績について「運用実績報告書」を作成し、運用委員会および運用リスク管理委員会に提出 します。

<運用委員会>

- ・チーフ・インベストメントオフィサー (CIO)、運用本部長、運用部長、ファンドマネージャーがメンバーになり、原則として、毎月1回会議を開催します。
- ・ファンドマネージャーが作成した「運用実績報告書」に基づき、運用状況をチェックします。
- ・ファンドの運用実績および運用リスクの調査・分析等をチェックします。
- ・チーフ・インベストメントオフィサー (CIO) は必要と認めた場合には、ファンドマネージャーに運用に関する指示をします。

<運用リスク管理委員会>

チーフ・コンプライアンスオフィサー(CCO)、チーフ・インベストメントオフィサー(CI

- O)、運用本部長、運用部長、ファンドマネージャー、リスク管理部長、コンプライアンス部長等がメンバーとなり、原則として、月1回開催します。
- ・運用リスク管理委員会は、主に、以下を行ないます。
 - *リスク管理部が作成した「運用リスク報告書」に基づき、当社が運用するファンドのリスクの管理状況のチェック(運用リスクの監視、是正指摘事項の指摘、是正指示、指示事項の治癒 状況監視、取締役会報告および「運用ガイドライン」の作成、改廃等)
 - *「運用実績報告書」等に基づく、当該ファンドの運用状況のチェック
 - *「ブローカーリスト」を決定し、投資政策委員会に報告
 - *信託財産等の定量分析および運用リスクの調査・分析のフィードバック

<投資情報交換会議>

- ・チーフ・インベストメントオフィサー (CIO)、運用本部長、運用部長、ファンドマネージャー、運用部員等がメンバーとなり、原則として、週1回以上会議を開催します。
- ・信託財産の運用にかかわるあらゆる事項(社会・経済、政治、企業、海外動向等)について討議 し、情報を交換します。ファンドマネージャーは、その討議内容を参考にして運用します。

<チーフ・コンプライアンスオフィサー(CCO)>

- ・コンプライアンス面から、当社の運用業務およびコンプライアンス本部の統括を行ないます。
- ・投資政策委員会および運用リスク管理委員会に出席し、審議内容についてチェックします。
- ・コンプライアンス部およびリスク管理部の報告等に基づき、必要に応じて運用にかかわる業務改善を指示・命令します。

<トレーダー>

- ・トレーダーは、ファンドマネージャーからファンドに係る有価証券等の売買等の依頼を受け、取 引を実行します。
- ・トレーダーには、法令諸規則に則り、コンプライアンスに配慮して、発注業務等を行なうことが 社内規程で義務付けられています。

当社では、信託財産の適正な運用の確保および受益者との利益相反の防止等を目的として、各種社内諸規程を設けております。

上記は、2025年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用指図(投資運用業)およびその受益権の募集または私募(第二種金融商品取引業)を行なっています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約に係る業務(投資運用業)を行なっています。

2025年7月末現在、当社は下記のとおり、投資信託の運用を行なっています。(但し、親投資信託を除きます。)

商品分類	本数	純資産(百万円)
追加型株式投資信託	15	1, 268, 859

3【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社であるレオス・キャピタルワークス株式会社(以下「委託会社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づき作成しております。なお、財務諸表の記載金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

委託会社の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、東陽監査法人の監査を受けております。

2025年6月23日

レオス・キャピタルワークス株式会社

取 締 役 会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 後藤 秀洋業務執行社員

監査意見

当監査法人は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているレオス・キャピタルワークス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レオス・キャピタルワークス株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性

があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査 人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連 する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、 並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社 (有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

財務諸表

(1)【貸借対照表】

		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度
	(2024年3月31日)	(2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3, 285, 608	1, 372, 196
顧客分別金信託	1,800,000	2, 100, 000
貯蔵品	7, 861	9, 342
前払費用	110, 099	86, 237
未収委託者報酬	4, 133, 889	4, 295, 069
未収投資顧問報酬	65, 873	65, 139
関係会社短期貸付金	_	1, 100, 000
その他	15, 141	118, 046
流動資産合計	9, 418, 472	9, 146, 032
固定資産		
有形固定資産		
建物	506, 870	9, 897
減価償却累計額	△67, 404	$\triangle 2,60^{\circ}$
建物(純額)	439, 466	7, 28
器具及び備品	1, 133, 183	1, 276, 68
減価償却累計額	△950, 843	$\triangle 1, 160, 984$
器具及び備品(純額)	182, 339	115, 69
有形固定資産合計	621, 806	122, 98'
無形固定資産		
商標権	4, 101	_
ソフトウエア	307, 230	283, 683
その他	26, 443	16, 298
無形固定資産合計	337, 776	299, 979
投資その他の資産		
投資有価証券	1,833	2, 483
関係会社株式	152, 474	_
関係会社出資金	23, 079	28, 213
長期前払費用	5, 208	693
繰延税金資産	201, 778	135, 156
敷金	174, 438	_
その他	12, 533	12, 377
	571, 346	178, 924
固定資産合計	1, 530, 929	601, 891
資産合計	10, 949, 401	9, 747, 924

(単位・千円)

		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度
	(2024年3月31日)	(2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	1, 051, 363	507, 28
未払金	162, 618	364, 80
未払費用	1, 708, 076	1, 766, 66
未払法人税等	378, 274	46, 25
未払消費税等	73, 028	_
賞与引当金	191, 194	219, 10
その他	94, 220	115, 39
流動負債合計	3, 658, 777	3, 019, 52
固定負債		
退職給付引当金	115, 099	135, 42
資産除去債務	217, 183	3, 49
固定負債合計	332, 282	138, 92
負債合計	3, 991, 059	3, 158, 44
純資産の部		
株主資本		
資本金	322, 757	322, 75
資本剰余金		
資本準備金	322, 747	322, 74
その他資本剰余金	300, 010	300, 01
資本剰余金合計	622, 757	622, 75
利益剰余金		
利益準備金	1, 345	1, 34
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	6, 011, 481	5, 642, 61
利益剰余金合計	6, 012, 827	5, 643, 96
株主資本合計	6, 958, 341	6, 589, 47
純資産合計	6, 958, 341	6, 589, 47
負債純資産合計	10, 949, 401	9, 747, 92

(2)【損益計算書】

				(単位:千円)
	前事業			業年度
		年4月1日		4年4月1日
営業収益	至 2024	年3月31日)	至 202	5年3月31日)
委託者報酬		10, 167, 602		11, 237, 969
投資顧問報酬		219, 452		244, 349
営業収益合計	<u>** 1</u>	10, 387, 055	※ 1	11, 482, 318
営業費用			, , , _	,,
支払手数料		4, 103, 512		4, 490, 180
調査費		755, 716		798, 420
営業雑経費		135, 037		119, 019
通信費		34, 262		16, 777
諸会費		25, 819		9, 013
その他		74, 954		93, 227
営業費用合計		4, 994, 265		5, 407, 619
一般管理費				
給料		1, 548, 915		1, 426, 282
役員報酬		325, 955		101, 134
給料・手当		793, 735		883, 870
賞与		207, 142		196, 681
賞与引当金繰入額		191, 194		219, 108
役員賞与		5, 783		_
退職給付費用		25, 104		25, 488
法定福利費		179, 049		185, 301
広告宣伝費		283, 252		443, 410
旅費交通費		70, 875		73, 053
租税公課		60, 804		37, 937
経営管理料		_		2, 444, 743
不動産賃借料		206, 975		29, 323
減価償却費		469, 936		383, 513
諸経費	-	643, 766		572, 688
一般管理費合計		3, 463, 576		5, 596, 253
営業利益		1, 929, 212		478, 445
営業外収益				
受取利息		54		2, 298
関係会社貸付金利息	※ 2	_	※ 2	7, 098
為替差益		9, 043		_
受入出向料	※ 2	_	※ 2	610, 832
経営管理料	※ 2	7, 780	※ 2	
講演、原稿料等収入		4, 419		4, 657
広告料収入		3, 959		3, 181

配分金収入	1, 419	1,667
その他	1,005	1, 154
営業外収益合計	27, 683	630, 890
営業外費用		
支払利息	_	232
為替差損	_	6, 014
上場関連費用	6, 872	_
投資事業組合損失	5, 486	4, 916
その他	582	30
営業外費用合計	12, 940	11, 194
経常利益	1, 943, 954	1, 098, 141
特別利益		
資産除去債務戻入益	_	51, 971
特別利益合計	_	51, 971
特別損失		
関係会社株式評価損	137, 525	_
特別損失合計	137, 525	_
税引前当期純利益	1, 806, 429	1, 150, 113
法人税、住民税及び事業税	572, 546	329, 096
法人税等調整額	$\triangle 43,704$	66, 622
法人税等合計	528, 841	395, 718
当期純利益	1, 277, 587	754, 394

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

		株主資本				
			資本剰余金		利益剰余金	
	資本金	次十准件人	その他	資本剰余金	41 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	その他 利益剰余金
		貫平坪佣並	資本準備金 資本剰余金 合計	利益準備金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	100,000	100, 000	300, 010	400, 010	1, 345	5, 296, 240
当期変動額						
新株の発行	222, 757	222, 747		222, 747		
剰余金の配当						△ 562, 346
当期純利益						1, 277, 587
当期変動額合計	222, 757	222, 747		222, 747		715, 240
当期末残高	322, 757	322, 747	300, 010	622, 757	1, 345	6, 011, 481

	株主資本			
	利益剰余金		純資産合計	
	利益剰余金 合計	株主資本合計		
当期首残高	5, 297, 586	5, 797, 596	5, 797, 596	
当期変動額				
新株の発行		445, 504	445, 504	
剰余金の配当	△ 562, 346	△ 562, 346	△ 562, 346	
当期純利益	1, 277, 587	1, 277, 587	1, 277, 587	
当期変動額合計	715, 240	1, 160, 745	1, 160, 745	
当期末残高	6, 012, 827	6, 958, 341	6, 958, 341	

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

		株主資本				
			資本剰余金		利益剰余金	
	資本金	資本準備金	その他	資本剰余金	11. 分准件 4.	その他 利益剰余金
		貝平华佣金	資本剰余金	合計	利益準備金	繰越利益 剰余金
当期首残高	322, 757	322, 747	300, 010	622, 757	1, 345	6, 011, 481
当期変動額						
剰余金の配当						△ 1, 123, 258
当期純利益						754, 394
当期変動額合計	-	_	_	_	_	△ 368, 864
当期末残高	322, 757	322, 747	300, 010	622, 757	1, 345	5, 642, 616

	株主資本			
	利益剰余金		純資産合計	
	利益剰余金 合計	株主資本合計		
当期首残高	6, 012, 827	6, 958, 341	6, 958, 341	
当期変動額				
剰余金の配当	△ 1, 123, 258	△ 1, 123, 258	△ 1, 123, 258	
当期純利益	754, 394	754, 394	754, 394	
当期変動額合計	△ 368, 864	△ 368, 864	△ 368,864	
当期末残高	5, 643, 962	6, 589, 477	6, 589, 477	

注記事項

(重要な会計方針)

- 1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 関係会社出資金

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合等への出資については、組合契約等に規定される 決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎として、持分相当額を純額で取り込む方法によって おります。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合等への出資については、組合契約等に規定される 決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎として、持分相当額を純額で取り込む方法によって おります。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 最終仕入原価法による原価法

- 3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は、次のとおりです。

建物

10~15年

器具及び備品

2~15年

(2) 無形固定資産

ソフトウエア

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

- 5. 引当金の計上基準
 - (1) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払いに備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社は投信投資顧問事業を営んでおり、顧客との契約に基づく主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は次のとおりであります。

(1) 委託者報酬

当社は、当社が設定した投資信託について信託約款に基づき管理・運用する義務があり、委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識されます。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識し、概ね6ヵ月以内に受領しております。収益は、顧

客との契約において約束された対価から値引き取引において顧客に支払われる対価等を控除した金額 で測定しております。

(2) 投資顧問報酬

対象顧客との投資一任契約に基づく受託資産について、管理・運用する義務があり、投資顧問報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき月末純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を対象口座によって年4回もしくは年2回受領しております。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 成功報酬

成功報酬は対象となるファンド又は口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークを上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。

7. その他財務諸表作成のための重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位:千円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	201, 778	135, 156

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。将来の事業計画においては、将来の当社の運用する投資信託等の残高の見積りを反映しており、当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによる株式市場の影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が投資信託等の残高の見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- 「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額につきましては、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、当座貸越契約を締結しております。

この契約に基づく事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
当座貸越極度額	7,000,000 千円	7,000,000 千円
借入実行額	_	_
差引額	7, 000, 000	7, 000, 000

なお、上記当座貸越契約においては、資金使途に関する審査を借入の条件としているため、必ずしも 全額が借入実行されるものではありません。

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

営業収益については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項(収益認識関係)(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1 至 2024年3月31		当事業年度 2024年4月1日 2025年3月31日)
関係会社貸付金利息	-	-千円	7,098千円
受入出向料	-	-千円	610,832千円
経営管理料	7, 78	0千円	-千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普 通 株 式	12, 016, 600	896, 200	_	12, 912, 800

(変動事由の概要)

増減数の主な内訳は、次のとおりであります。

新規上場に伴う公募増資による増加

357,700株

ストック・オプションの権利行使による増加

538,500株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

		目的となる	目的となる株式の数 (株)				当事業年
会社名	内訳	株式の種類	当事業年度 期首	増加	減少	当事業年 度末	度末残高 (千円)
提出会社	ストック・オプシ ョンとしての新株 予約権		I	I		_	-

(注) 当社はストック・オプション付与日時点において未公開会社であり、付与時の単価あたりの本源的価値は0円であるため、当事業年度末残高はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月27日 定時株主総会	普通 株式	330, 456	27. 50	2023年3月31日	2023年6月28日
2023年11月8日 取締役会	普通 株式	231, 890	18.00	2023年9月30日	2023年12月8日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月25日 定時株主総会	普通 株式	232, 430	利益 剰余金	18. 00	2024年3月31日	2024年6月26日

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
	株式数(株)	株式数(株)	株式数(株)	株式数(株)
普 通 株 式	12, 912, 800	_	_	12, 912, 800

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

		目的となる	目的となる株式の数(株)				当事業年
会社名	内訳	株式の種類	当事業年度 期首	増加	減少	当事業年 度末	度末残高 (千円)
提出会社	ストック・オプションとしての新株 予約権		-	_	-	_	_

⁽注) 2024年4月1日付の株式移転計画により、当社が発行した新株予約権は消滅しており、これに代わり持株会社の新株予約権を新株予約権者に交付しております。

3. 配当に関する事項

配当金支払額

① 金銭による配当

(決議)	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月25日 定時株主総会	普通 株式	232, 430	18. 00	2024年3月31日	2024年 6 月26日
2024年8月21日 臨時株主総会	普通 株式	258, 256	20.00	2024年6月30日	2024年8月22日
2024年11月20日 臨時株主総会	普通 株式	180, 004	13. 94	2024年11月20日	2024年11月21日
2025年3月19日 臨時株主総会	普通 株式	300, 093	23. 24	2025年3月19日	2025年3月21日

② 金銭以外による配当

<u> </u>						
(決議)	株式の種類	配当財産の種類	配当財産の帳簿 価額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年4月1日 臨時株主総会	普通株式	有価証券 (注)	152, 474	5, 257. 73	_	2024年4月1日

⁽注) 当社が保有するレオス・キャピタルパートナーズ株式会社の普通株式29千株を現物配当するものであります。

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
1年内	177, 677	32, 946
1年超	97, 070	2, 786
合計	274, 747	35, 732

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定し、金融機関からの借入により資金を調達しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収投資顧問報酬のうち助言契約に基づく債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主として投資事業組合への出資であり、市場価格の変動リスクにさらされております。

債務である預り金、未払金及び未払費用は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
 - ① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理 営業債権については、諸規程等に沿って経理財務部が顧客相手ごとに残高を管理しております。
 - ② 市場リスク (為替や金利等の変動リスク) の管理 投資有価証券については、定期的に時価や発行会社の財務状況等の把握を行っております。
 - ③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理 各部署からの計画に基づき経理財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の 維持などにより流動性リスクを管理しております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2024年3月31日)

現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収投資顧問報酬、預り金、未払金、未払費用、未 払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額に近似するものであ ることから、記載を省略しております。

市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額 (千円)
関係会社株式	152, 474
関係会社出資金	23, 079
非上場株式	0

投資事業組合出資金 1,833

- ① 関係会社株式及び非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
- ② 関係会社出資金及び投資事業組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

当事業年度(2025年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
関係会社短期貸付金	1, 100, 000	1, 090, 354	△9, 645
資産計	1. 100, 000	1, 090, 354	△9, 645

- (注1) 現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収投資顧問報酬、預り金、未払金、未払費用、未 払法人税等は短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記 載を省略しております。
- (注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、上表には含めておりません。

区分	貸借対照表計上額 (千円)
関係会社出資金	28, 213
非上場株式	0
投資事業組合出資金	2, 483

- ① 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
- ② 関係会社出資金及び投資事業組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2024年3月31日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3, 285, 608	_	_	_
顧客分別金信託	1, 800, 000	_	_	_
未収委託者報酬	4, 133, 889	_	_	_
未収投資顧問報酬	65, 873	_	_	_
合計	9, 285, 370	_	_	_

当事業年度(2025年3月31日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1, 372, 196			_
顧客分別金信託	2, 100, 000			_

未収委託者報酬	4, 295, 069	_	_	_
未収投資顧問報酬	65, 139	_	_	_
関係会社短期貸付金	1, 100, 000	_	_	_
合計	8, 932, 404	_	_	_

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、 活発な市場において形成される当該

時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、 レベル1のインプット以外の時価の算

定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度(2024年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2025年3月31日)

	時価(千円)				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
関係会社短期貸付金	_	1, 090, 354	_	1, 090, 354	
資 産 計	_	1, 090, 354	_	1, 090, 354	

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

関係会社短期貸付金

関係会社短期貸付金の時価は、元利金の合計額と、当該債権の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 関係会社株式及び関係会社出資金

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

市場価格がないことから、関係会社株式及び関係会社出資金の時価を記載しておりません。

区分	貸借対照表計上額 (千円)
関係会社株式	152, 474
関係会社出資金	23, 079
計	175, 553

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

市場価格がないことから、関係会社出資金の時価を記載しておりません。

区分	貸借対照表計上額 (千円)	
関係会社出資金	28, 213	
計	28, 213	

2. その他有価証券

重要性がないため記載を省略しております。

3. 減損処理を行った有価証券 該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度を採用しております。退職一時金制度(非積立型制度であります。)では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(- /		// (1.13)	2/91/19/2011 - 19/1972		
		(自	前事業年度 2023年4月1日 2024年2月21日)	(自	当事業年度 2024年4月1日 2025年2月21日)
		至	2024年3月31日)	至	2025年3月31日)
	退職給付引当金の期首残高		92,009千円		115,099千円
	退職給付費用		25, 104千円		25, 181千円
	退職給付の支払額		$\triangle 2,014$ 千円		△4,857千円
	退職給付引当金の期末残高		115,099千円		135, 423千円
(2)	退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付	引当金	金の調整表		
			前事業年度 (2024年3月31日)	(当事業年度 (2025年3月31日)
	非積立型制度の退職給付債務		115,099千円		135, 423千円
	貸借対照表に計上された負債と資産の純額		115,099千円		135, 423千円
	退職給付引当金		115,099千円		135,423千円
	貸借対照表に計上された負債と資産の純額		115,099千円		135, 423千円
(3)	退職給付費用				
			前事業年度		当事業年度
		(自	2023年4月1日	(自	2024年4月1日
		至	2024年3月31日)	至	2025年3月31日)
	簡便法で計算した退職給付費用		25, 104千円		25, 181千円

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名 該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	T	1	
	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 18名	当社従業員 3名	当社従業員 82名
株式の種類別のストック・オ プションの数(注)	普通株式 595, 200株	普通株式 15,800株	普通株式 340,000株
付与日	2015年12月1日	2017年8月1日	2022年1月31日
	以降、権利確定日(2017 年9月30日) まで継続して	年6月30日)まで継続して	以降、権利確定日(2024
対象勤務期間	自 2015年12月1日 至 2017年9月30日	自 2017年8月1日 至 2019年6月30日	自 2022年1月31日 至 2024年1月19日
権利行使期間	自 2017年10月1日 至 2025年8月31日	自 2019年7月1日 至 2027年5月31日	自 2024年1月20日 至 2031年12月15日

- (注)第4回新株予約権及び第5回新株予約権は2018年8月29日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。
- (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況 当事業年度(2024年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

		第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前	(株)			
前事業年度末		528, 200	10, 300	334, 500
付与		_	_	_
失効		_	_	_
権利確定		528, 200	10, 300	334, 500
未確定残		_	_	_
権利確定後	(株)			
前事業年度末		-	_	_
権利確定		528, 200	10, 300	334, 500
権利行使		528, 200	10, 300	_
失効		_	_	29, 500
未行使残		-	_	305, 000

(注) 第4回新株予約権及び第5回新株予約権は2018年8月29日付株式分割(普通株式1株につき 100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

		第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格	(円)	32	77	1, 365
行使時平均株価	(円)	1, 265	1, 239	_
付与日における公正 単価	Eな評価 (円)	_	_	_

(注) 第4回新株予約権及び第5回新株予約権は2018年8月29日付株式分割(普通株式1株につき 100株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点においては、当社は未公開企業であったため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法は、単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の算定の基礎となる自社の株式の評価方法は、DCF法、修正簿価純資産法及び類似会社比較法の平均価額をもって総合評価しております。

- 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法 将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。
- 5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値 の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の 合計額
 - ① 当事業年度末における本源的価値の合計額

一千円

② 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの 権利行使日における本源的価値の合計額

648,813千円

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

- 1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名 該当事項はありません。
- 2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況
- (1) ストック・オプションの内容

	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 82名
株式の種類別のストック・オ プションの数	普通株式 340,000株
付与日	2022年1月31日
権利確定条件	付与日(2022年1月31日)以降、権利確定日(2024年1月19日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自 2022年1月31日 至 2024年1月19日
権利行使期間	自 2024年1月20日 至 2031年12月15日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2025年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第6回新株予約権
権利確定前 (株)	
前事業年度末	305, 500
付与	-
失効	-
権利確定	305, 500
未確定残	_

権利確定後	(株)	
前事業年度末		_
権利確定		305, 500
権利行使		_
失効		305, 500
未行使残		_

なお、上記のストック・オプションについては、単独株式移転による持株会社の設立に伴い、2024年 4月1日をもってその全部を消却いたしました。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度	当事業年度
	(2024年3月31日)	(2025年3月31日)
繰延税金資産		
関係会社株式評価損	42,110 千円	- 千円
賞与引当金	58, 543	67, 091
退職給付引当金	35, 243	42,671
未払費用	16, 797	12, 568
一括償却資産	1,920	770
未払事業所税	1, 459	_
未払事業税等	19, 346	2, 329
資産除去債務	66, 501	1, 102
繰延資産償却	10, 188	9, 388
その他	99	100
繰延税金資産小計	252, 211	136, 023
繰延税金資産合計	252, 211	136, 023
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△50, 432	△867
繰延税金負債合計	△50, 432	△867
繰延税金資産の純額	201, 778	135, 156

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	_	30.6%
(調整)		
住民税均等割	_	0.2
関係会社株式評価損否認	_	3. 7
その他	_	△0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	_	34. 4

(注) 前事業年度は法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

税法等の改正に伴い、2026年4月1日に開始する会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

4. 法人税等及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

(単独株式移転による持株会社の設立)

- 1. 取引の概要
 - (1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

株式移転完全子会社 レオス・キャピタルワークス株式会社

事業の内容

投資運用事業

(2)企業結合日

2024年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

単独株式移転による持株会社の設立

(4) 結合後企業の名称

株式移転設立完全親会社 SBIレオスひふみ株式会社

(5) 企業結合の背景と目的

当社は、「日本のみんながひふみでつみたて」をスローガンに、日本中に「ひふみ」によるつみたて投資を普及させ、当社の経営理念である「資本市場を通じて社会に貢献します」の実現を目指すべく、より多くの人々を「次のゆたかさの、まんなかへ」という思いを込めて、「お金を学び、ひふみでつみたて、共助で支える」取り組みを推進し、投資文化の普及や「ひふみ」ブランドの浸透・価値向上に取り組んでまいりました。

今後も、ファイナンシャル・インクルージョン(※)を通じて、金融サービスの恩恵を全ての人々が享受できる世の中を目指すとともに、新NISAによる顧客基盤の拡充、SBIグループとの更なる連携による「ひふみ」ブランドの認知度向上などによって運用資産残高の拡大を進めていくためには、高度な運用機能と経営管理及び戦略立案機能に特化した新たなグループ形態を採用することが望ましいと判断し、今般、持株会社体制へ移行することといたしました。これにより、当社では、引き続き、お客様からお預かりした資産の運用及び投資信託の販売に注力するとともに、新たに設立する持株会社では、グループ全体の経営戦略・M&A戦略の策定やコーポレートアクションの実行を担う所存です。

(※) あらゆる人々が金融サービスへアクセスすることができ、金融サービスの恩恵を享受できるようにすることを意味し、金融包摂と訳されます。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は0.303%~1.234%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	(自 至	前事業年度 2023年4月1日 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
期首残高		85,886 千円	217, 183 千円
時の経過による調整額		1, 234	10
見積りの変更による増加額		130, 062	_
履行義務の消滅に伴う減少額		_	△213 , 694
期末残高		217, 183	3, 499

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、投信投資顧問事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

114 17:11: 4 2 : 1 = 1	2	
	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
残高報酬	10,386,810 千円	11,482,134 千円
その他	245	183
合計	10, 387, 055	11, 482, 318

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、注記事項「(重要な会計方針) 6. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。
- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事 業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び 時期に関する情報 重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

(セグメント情報)

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

投資運用業の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資產

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載 を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

投資運用業の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載 を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報) 該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報) 該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報) 該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	会社等 の名称又 は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	レオス・キ ャピタルパ ートナーズ 株式会社	東京都千代田区	100	投 業 組 産 理 の の 及 の の の の の の の の の の の の の	所有 直接 100.0%	資金の貸付 役員の兼任	増資の引受 (※1)	60,000	_	_
同一の親 会社を持 つ会社	株式会社 SBI証券	東京都港区	54, 323	金融サービス事業	-	当社投資信 託の募集及 び販売なら びに投資 託に係る 務代行の委 託等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (※2)	725, 135	未払費用	351, 327
親者が議 決権の過	株式会社東 日本ビジネ スソリュー ションズ	福島県福島市	80	事務代行事業	_	新規口座開 設やマイナ ンバー登録 に関する業 務の委託等	事務代行取引(※3)	57, 009	未払金	5, 225

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (※1) 1 株につき10,000円で引き受けたものであります。
- (※2)投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

- (※3)市場実態を勘案し、取引条件を決定しています。
- 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

- SBIファイナンシャルサービシーズ株式会社(未上場)
- SBIホールディングス株式会社(東京証券取引所に上場)

1. 関連当事者との取引

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

種類	会社等 の名称又 は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)											
							経営指導料 (※1)	2, 444, 744	未払金	228, 074											
				グループ			配当金の支 払	738, 353	_	_											
	CD LL.			会社の経 営戦略策			現物配当 (※2)	152, 474	_	_											
親会社	SBIレオ スひふみ株 式会社	東京都 千代田区	322	定、経営管理及びこ	被所有 (100.0)	役員の兼任	受取出向料 (※4)	550, 395	未収入金	47, 608											
				れに附帯 又は関連 する業務			資金の貸付 (※3)	1, 100, 000	関係会社 短期貸付金	1, 100, 000											
) OKW	, o x471	, 公本切	, 公本切	/ 3 本切) 0 x 4 0	7 2 7477	/ 公本切) 公本4万	7 2 7 4 7 7	, つ 木 切) D R 137			利息の受取 (※ 3)	7, 098	未収利息	7, 098
							固定資産の 売却(※4)	548, 885	_	_											
同一の親 会社を持	レオス・キ ャピタルパ		100	投資事業 組合財産	_	役員の兼任	受取出向料 (※4)	58, 037	未収入金	5, 233											
つ会社	ートナーズ 株式会社	千代田区	100	の管理及 び運用			調査費 (※4)	68, 493	未払費用	11, 678											
同一の親 会社を持 つ会社	株式会社 SBI証券	東京都港区	54, 323	金融サービス事業	_	当社投募信 の が 販売投資 に 係代 で に 係 代 行 の 表 等 き 、 資 る ら う に う に ら ろ た う る ら る ら る ろ る ろ る ろ る ろ る ろ る ろ る ろ る ろ	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払(※5)	782, 332	未払費用	361, 138											
(個人)及 びその近 親者が議 決権の過 半数を すして る会社等	株式会社東 日本ビジネ スソリュー ションズ (※6)		80	事務代行事業	_	新規口座開 設やマイナ ンバー登録 に関する業 務の委託等	事務代行取引(※6)	42, 750	未払金	_											

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (※1)経営指導料は契約に基づき決定しております。
- (※2)現物配当につきましては、レオス・キャピタルパートナーズ株式会社の全株式を現物配当として交付したものであります。
- (※3)資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間1年、期日一括返済としております。
- (※4)市場実態を勘案し、取引条件を決定しています。
- (※5)投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
- (※6)株式会社東日本ビジネスソリューションズは、当社の主要株主である遠藤氏が議決権の過半数を所有

していたため、「主要株主(個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等」に該当しておりましたが、2024年12月24日に、全株式の譲渡により、該当しなくなりました。取引金額は、当該株式の譲渡までの取引高を記載しております。なお、「種類」欄についても、当該株式の譲渡前の属性によっております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

- SBIファイナンシャルサービシーズ株式会社(未上場)
- SBIホールディングス株式会社(東京証券取引所に上場)
- SBIレオスひふみ株式会社(東京証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	538.87円	510.31円
1株当たり当期純利益金額	101.06円	58. 42円

- (注) 1. 2024年3月期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 - 2. 2025年3月期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 - 3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
純資産の部の合計額 (千円)	6, 958, 341	6, 589, 477
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	_	_
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	6, 958, 341	6, 589, 477
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数(株)	12, 912, 800	12, 912, 800

4. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益金額 (千円)	1, 277, 587	754, 394
普通株主に帰属しない金額 (千円)	_	
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	1, 277, 587	754, 394
普通株式の期中平均株式数 (株)	12, 642, 051	12, 912, 800
希薄化効果を有しないため潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜 在株式の概要	新株予約権1種類 (新株予約権の数3,050個) なお、新株予約権の概要は「(ストック・オプション等関係)」 に記載のとおりであります。	_

(後発事象)

(株式併合)

当社は、2025年6月11日開催の取締役会において、2025年6月19日開催の定時株主総会に株式併合に関する 議案を付議することを決議し、同定時株主総会で承認可決され、2025年7月1日付でその効力が発生するも のであります。

1. 株式併合の目的

本件は、当社の普通株式129,128株を1株に併合する株式併合を実施するものであります。

当社の発行済株式総数は、数度にわたる増資等により、2025年3月31日現在で12,912,800株と過剰傾向にあるため、株式併合を実施いたしたいと存じます。併合割合につきましては、株主様の状況を踏まえつつ、望ましいとされる投資単位の水準も考慮して、慎重に決定しております。

なお、今回の株式併合により、発行済株式総数を当社の規模に見合った水準にすることで、株式管理の効率 化に加え、今後はより柔軟な利益配分を行うことができ、また、1株当たりの諸指標や株価についても同業 他社との比較が容易になるなど、株主様の利益につながるものと考えております。

2. 株式併合の内容

(1) 株式併合する株式の種類 普通株式

(2) 株式併合の割合

129,128株につき1株の比率をもって併合いたします。(2025年3月31日の株主名簿に記載又は記録された株主様の所有株式数が基準となります。)

(3) 効力発生日における発行可能株式総数

1,000株

株式併合の割合にあわせて、従来の48,000,000株から1,000株に減少いたします。

(4) 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(2025年3月31日現在)	12, 912, 800株
株式併合により減少する株式数	12,912,700株
株式併合後の発行済株式数	100株

⁽注)「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、本株式併合前の発行済株式総数及び 併合比率に基づき算出した理論値です。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役、その他役員に類する役職にある者または使用人との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ②運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、 もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内 閣府令で定めるものを除きます。)。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、 運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なう こと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実または与えると予想される事実は、ありません。

追加型証券投資信託

(ひふみクロスオーバーpro)

約 款

運用の基本方針

約款第17条の規定に基づき委託者が別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

ひふみ投信マザーファンドおよびひふみクロスオーバーマザーファンド(以下、個別にまたは総称して「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。

- (2) 投資態度
- ① ひふみ投信マザーファンドへの投資を通じて、国内外の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式(上場予定および店頭登録予定を含みます。以下同じ。)に実質的に投資します。
- ② ひふみクロスオーバーマザーファンドへの投資を通じて、国内外の上場株式および店頭登録 株式に実質的に投資するほか、投資事業有限責任組合契約に基づく権利(金融商品取引法第2 条第2項第5号に該当するものをいいます。以下同じ。)へ実質的に投資することにより内外 の未上場株式および未登録株式に実質的に投資を行ないます。
- ③ マザーファンドの受益証券の組入比率は、高位を保つことを基本とします。
- ④ 各マザーファンドの投資割合は、未上場株式および未登録株式への実質投資割合が信託財産 の純資産総額の15%を超えないよう、機動的に変更します。
- ⑤ 各マザーファンドへの投資を通じて実質的に投資する外貨建資産については、原則として為 替ヘッジを行ないません。
- ⑥ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (3) 投資制限
- ① 各マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 株式(新株引受権証券、新株予約権証券、転換社債、転換社債型新株予約権付社債を含み、未上場株式および未登録株式を除きます。) への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 未上場株式および未登録株式への実質投資割合は、投資事業有限責任組合契約に基づく権利 を通して投資している間接保有分、この他、流動性管理上、実質的に未上場株式および未登録 株式の持ち分に相当すると考えられるものを合算して、信託財産の純資産総額の15%を超えな いものとします。
- ④ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ⑤ 投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 先物取引等は、約款第20条の範囲で行ないます。
- ⑦ スワップ取引は、約款第21条の範囲で行ないます。
- ⑧ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第22条の範囲で行ないます。
- ⑨ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%以内、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内とな

るよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として、次の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。) 等の全額とします。
- ② 分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断により分配を行なわないことがあります。
- ③ 収益の分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

追加型証券投資信託

(ひふみクロスオーバーpro)

約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、レオス・キャピタルワークス株式会社を委託者とし、三 井住友信託銀行株式会社を受託者とします。
 - ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。
 - ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第16条第1項、第16条第2項および第29条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
 - ④ 前項における受託者の利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

- 第2条 委託者は、金8,304,827,646円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれ を引き受けます。
 - ② 委託者は、受託者と合意のうえ、金5兆円を限度として信託金を追加できるものとします。
 - ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第48条第1項、第49条第1項、第50条第1項および 第52条第2項の規定による信託契約解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者 とし、第6条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰 属します。

(受益権の分割および再分割)

- 第6条 委託者は、第2条第1項の規定による受益権については、8,304,827,646口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
 - ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の 口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第26条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、信託財産に属する外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ③ 第28条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

- 第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。 (受益権の帰属と受益証券の不発行)
- 第9条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。) および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。) の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。
 - ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
 - なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名 式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への 変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
 - ③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第10条 受託者は、第2条第1項の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託 により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当 該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第11条 委託者および委託者の指定する販売会社(「委託者の指定する販売会社」とは、第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者)および登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関)をいいます。以下同じ。)は、第6条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、委託者および委託者の指定する販売会社が個別に定める申込単位をもって、取得申込みに応じることができるものとします。ただし、委託者と収益分配金再投資取扱い規定にしたがって、または、委託者の指定する販売会社と累積投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。)(以下「別に定める契約」といいます。)に基づいて収益分配金を再投資する場合を

除き、別に定める取引所または銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込の受付は行ないません。

- ② 委託者および委託者の指定する販売会社は、別に定める契約を結んだ受益者に係る収益分配 金の再投資に限り、第6条第1項の規定により分割される受益権を、1口の整数倍をもって当 該取得の申込みに応じることができるものとします。
- ③ 第1項の場合の受益権の価額は、委託者が取得申込みに応じる場合には取得申込日の翌営業日の基準価額とし、委託者の指定する販売会社が取得申込みに応じる場合には取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者の指定する販売会社が別に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、委託者が取得申込みに応じる場合には1口につき1円とし、委託者の指定する販売会社が取得申込みに応じる場合には1口につき1円とし、委託者の指定する販売会社が別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、受益者が第44条第2項および第3項の規定に基づいて収益分配金 を再投資する場合の受益権の価額は、第37条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 第1項の取得申込者は、委託者および委託者の指定する販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者および委託者の指定する販売会社は、当該取得申込みの代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、金融商品取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「取引所」といいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

- 第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権 が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
 - ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者 および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

- 第14条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約 款第20条、第21条および第22条に定めるものに限ります。)
 - ハ. 約束手形
 - 二. 金銭債権
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

- 第15条 委託者は、信託金を、主としてレオス・キャピタルワークス株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「ひふみ投信マザーファンド」および親投資信託「ひふみクロスオーバーマザーファンド」(以下、個別にまたは総称して「マザーファンド」といいます。)の受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。
 - 1. 株券または新株引受権証書
 - 2. 国債証券
 - 3. 地方債証券
 - 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
 - 6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 - 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
 - 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券 (金融商品取引法第2条第1項第7号に定めるものをいいます。)
 - 9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 - 10. コマーシャル・ペーパー
 - 11. 新株引受権証券 (分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株予約権証券
 - 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 - 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

- 14. 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号に定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19. 指定金銭信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信 託の受益証券に表示されるべきもの
- 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものおよび第14号に記載する証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券(投資法人債券および新投資口予約権証券ならびに外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第 2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 - 1 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
 - 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、 委託者が運用上必要と認める場合には、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用 することを指図することができます。
- ④ 委託者は、マザーファンドの信託財産に属する未上場株式および未登録株式の時価総額(投資事業有限責任組合契約に基づく権利への投資を通して投資している間接保有分、この他、流動性管理上、実質的に未上場株式および未登録株式の持ち分に相当すると考えられるものを合算した額をいいます。)のうち信託財産に属するとみなした額が、信託財産の純資産総額の100分の15を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託 証券(取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的 に流動性が低下している場合を除きます。)な投資信託証券をいいます。以下同じ。)を除き ます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産(上場投資信託証券を除きます。)に属する投

資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産 総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の 割合を乗じて得た額をいいます。

(利害関係人等との取引等)

- 第16条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ、信託業法、投資信託 及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託 財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受 託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。)および受託者の利害関係人、第 29条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託 財産との間で、第14条および第15条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条から第22条まで、第24条から第26条まで、第28条、第32条から第34条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。
 - ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
 - ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第14条および第15条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条から第22条まで、第24条から第26条まで、第28条、第32条から第34条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
 - ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指 図を行ないます。

(投資する株式等の範囲)

- 第18条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、前条の運用の基本方針の範囲内で、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(信用取引の指図範囲)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの

指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻し により行なうことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けに係る建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図を行なうこととします。

(先物取引等の運用指図・目的)

- 第20条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲定する外国金融掲げるものをいいます。)ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場(以下「外国の取引所」といいます。)におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
 - ② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引 所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に 係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
 - ③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図・目的)

- 第21条 委託者は、価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、 異なった 受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「ス ワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
 - ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
 - ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
 - ④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的)

- 第22条 委託者は、価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替 先渡取引を行なうことを指図することができます。
 - ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、 第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部 解約が可能なものについては、この限りではありません。

- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが 必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
- ⑤ 本条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的な利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑥ 本条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭、またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

(デリバティブ取引等に係る投資制限)

第23条 デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

- 第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える 額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の空売りの指図および範囲)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に 属さない有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済に

- ついては、有価証券(第26条の規定に基づき信託財産により借入れた有価証券を含みます。) の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の 純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(有価証券の借入れの指図)

- 第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
 - ② 前項の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の 純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する借 り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
 - ④ 第1項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第27条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

- 第28条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、外国為替 の売買の予約取引の指図をすることができます。
 - ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額 につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に 属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、こ の限りではありません。
 - ③ 委託者は、前項の限度額を超えることとなった場合には、所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

- 第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める 信託業務の委託をするときは、次に掲げる基準のすべてに適合する者(受託者の利害関係人を 含みます。)を委託先として選定します。
 - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を 行なう体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
 - ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に 適合していることを確認するものとします。

- ③ 受託者は、前2項にかかわらず、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存に係る業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 - 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第30条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した、外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合には、信託の登記または登録を留保することがあります。
 - ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録することができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合には、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その 計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第32条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求 ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第33条 委託者は、前条の規定によるマザーファンドの受益証券の一部解約代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

- 第34条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定に資するため、一部解約に伴う支払 資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。) を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ (コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金を もって有価証券等の運用を行なわないものとします。
 - ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - 1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために

行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内とします。

- 2. 借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から 信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日、解約代金の入金日もしくは償還金の入金 日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- ④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。
- ⑤ 借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第35条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属 します。

(受託者による資金の立替え)

- 第36条 信託財産に属する有価証券について、借換、転換、新株発行または株式割当がある場合で、 委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替をすることができます。
 - ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積り得るものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
 - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別に これを定めます。

(信託の計算期間)

- 第37条 この信託の計算期間は、毎年7月26日から翌年7月25日までとすることを原則とします。ただし、第1期計算期間は、2024年9月12日から2025年7月25日までとします。
 - ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

- 第38条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委 託者に提出します。
 - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
 - ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告を行なわないこととします。
 - ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことができない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることができないものとします。

(信託事務等の諸費用および監査費用)

第39条 信託財産に関する租税、信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該費用に係る消費税等相当額、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息 (以下

「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 前項における信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、第37条に規定する計算期間を通じて、毎日信託財産の純資産総額に一定率を乗じて計算し、計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 第2項の信託財産の財務諸表の監査に要する費用に係る消費税等に相当する金額を当該費用支弁のときに、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

- 第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の150の率を乗じて得た額とします。
 - ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合はその翌 営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は、別に定めます。
 - ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

- 第41条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - 1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
 - ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(委託者自らの募集に係る受益権の口座管理機関)

第42条 委託者は、委託者自らの募集に係る受益権について、委託者自らが口座管理機関となり、振 替口座簿への記載または登録等に関する業務を行ないます。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

- 第43条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については、第44条第4項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については、第44条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
 - ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第44条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前の

ため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則と して取得申込者とします。) に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する販売会社に支払われます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第46条第3項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。
- ③ 委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金(受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対しこの信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込をしないことを、あらかじめ、申し出た場合において、委託者が当該申し出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。)をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込に応じるものとします。当該取得により増加した受益権は、第9条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第46条第3項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。
- ④ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機 関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行 なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取 得申込代金支払前のため委託者または委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録さ れている受益権については、原則として、取得申込者とします。)に支払います。なお、当該 受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと 引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規 定にしたがい、当該振替機関等の口座において、当該口数の減少の記載または記録が行なわれ ます。
- ⑤ 一部解約金(第46条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。 以下同じ。)は、第46条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5 営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑥ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売 会社の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者自らの募集に係る受益権に帰属 する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。
- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託 時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑧ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものものとします。また、「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第45条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間、ならびに信 託終了による償還金については前条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求 しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

- 第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し委託者および委託者の指定する販売 会社が個別に定める解約単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、別 に定める取引所または銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日を一部解約の実行の請求受付 日とする一部解約の実行の請求受付は行ないません。
 - ② 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、委託者および委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
 - ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい、当該振替機関等の口座において、当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
 - ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
 - ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その 他やむを得ない事情(流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)があるとき は、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受け付けた一 部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
 - ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は、当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の 支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、こ の約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

- 第48条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が

属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。) は、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れてい る受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は、書面決議について賛成する ものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、 当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意 思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情 が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行なうことが困難な場合も同様と します。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、 信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第50条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
 - ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に 違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受 益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合または裁判 所が受託者を解任した場合には、委託者は、第53条の規定にしたがい、新受託者を選任します。 なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします
 - ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、 受託者と合意のうえ、この信託約款を変更すること、またはこの信託と他の信託との併合(投 資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」を いいます。以下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しよう とする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は、本条に定める以外 の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は、受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は、書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合には、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受託権買取請求の不適用)

第54条 この信託は、受益者が第46条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(運用状況に係る情報の提供)

- 第55条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁 的方法により、受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書 を交付したものとみなします。
 - ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の 交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

(公告)

第56条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.rheos.jp/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第57条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうこ

とはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第58条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

2024年9月12日

レオス・キャピタルワークス株式会社

三井住友信託銀行株式会社

付表

1 別に定める取引所または銀行 約款第11条および第46条の「別に定める取引所または銀行」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所 ナスダック証券取引所

親投資信託

(ひふみ投信マザーファンド)

約 款

約款第15条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

国内外の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式(上場予定および店頭登録予定を含みます。以下同じ。)を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

運用にあたっては、国内外の長期的な経済循環を勘案して、適切な国内外の株式市場を選び、 その中で、長期的な企業の将来価値に対して、その時点での市場価値が割安であると考えられる 銘柄を選別し、長期的に分散投資します。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が一時的にできない場合があります。

(3) 投資制限

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する 比率は、原則としてそれぞれ10%以内、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えること となった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となる よう調整を行なうこととします。

- ① 株式(新株引受権証券、新株予約権証券、転換社債、転換社債型新株予約権付社債を含みます。)への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 先物取引等は、約款第18条の範囲で行ないます。
- ⑤ スワップ取引は、約款第19条の範囲で行ないます。
- ⑥ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第20条の範囲で行ないます。

親 投 資 信 託 (ひふみ投信マザーファンド)

約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

- 第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、レオス・キャピタルワークス株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を 受託者とします。
 - ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号) (以下「信託法」といいます。) の適用を受けます。
 - ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第14条および第26条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
 - ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じること がない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金10,000円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金2兆円を限度として信託金を追加することができます。
 - ② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
 - ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第42条第1項および第2項、第43条第1項、第44条第1項および第46条第2項の規定による信託終了日までとします。

(受益証券の取得申込の勧誘の種類)

第5条 この信託に係る受益証券(第10条第4項の受益証券不所持の申出があった場合には受益権とします。以下、第6条および第48条において同じ。)の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第6条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするレオス・キャピタルワークス株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

- 第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については10,000口に、追加信託によって生じた受益権 については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
 - ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の追加信託または信託契約の一部解約(以下「一部解約」

といいます。)の処理を行なう前の信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第23条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を追加信託または一部解約を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② 外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ③ 第25条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

- 第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。 (受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)
- 第10条 委託者は、第7条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。
 - ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
 - ③ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。
 - ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。
 - ⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、 当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。
 - ⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を 発行しない旨を受益権原簿に記載し、または記録します。
 - ⑦ 委託者は、前項の規定による記載または記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益 証券を発行しません。
 - ⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載または記録をした ときにおいて、無効となります。
 - ⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に 係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定 により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担 とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

- 第11条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。
 - ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって 行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

- 第12条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1. 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、

約款第18条、第19条および第20条に定めるものに限ります。)

- ハ. 約束手形
- 二. 金銭債権
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

- 第13条 委託者は、信託金を、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。
 - 1. 株券または新株引受権証書
 - 2. 国債証券
 - 3. 地方債証券
 - 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
 - 6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 - 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で 定めるものをいいます。)
 - 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 - 9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 - 10. コマーシャル・ペーパー
 - 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株予約権証券
 - 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 - 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 - 14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定める ものをいいます。)
 - 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 - 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号に定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
 - 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 - 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 - 20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 - 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものおよび第14号に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
 - 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、 委託者が運用上必要と認める場合には、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用 することを指図することができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5 を超えることとなる投資の指図をしません。

(利害関係人等との取引等)

- 第14条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ、信託業法、投資信託 及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託 財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受 託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。)および受託者の利害関係人、第 26条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託 財産との間で、第12条および第13条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第17条 から第23条、第25条、第29条および第30条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうこ とができます。
 - ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
 - ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第12条および第13条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第17条から第23条まで、第25条、第29条および第30条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
 - ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32 条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第15条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を 行ないます。

(投資する株式等の範囲)

- 第16条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、前条の運用の基本方針の範囲内で、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(信用取引の指図範囲)

- 第17条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの 指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻し により行なうことの指図をすることができるものとします。
 - ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図を行なうこととします。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

- 第18条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
 - ② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
 - ③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

- 第19条 委託者は、価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった 受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「ス ワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
 - ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、第4条に定める信

託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なもの については、この限りではありません。

- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲)

- 第20条 委託者は、価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替 先渡取引を行なうことを指図することができます。
 - ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
 - ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもと に算出した価額で評価するものとします。
 - ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが 必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
 - ⑤ 本条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的な利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
 - ⑥ 本条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭、またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

(デリバティブ取引等に係る投資制限)

第20条の2 デリバティブ取引については、一般社団法人 投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次

- の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
- 1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の空売りの指図)

- 第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に 属さない有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済に ついては、有価証券(信託財産により借入れた有価証券を含みます。)の引渡しまたは買戻し により行なうことの指図をすることができるものとします。
 - ② 前項の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の 純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(有価証券の借入れの指図)

- 第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
 - ② 前項の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の 純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する借 り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
 - ④ 第1項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第24条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

- 第25条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
 - ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額 につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に 属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
 - ③ 委託者は、前項の限度額を超えることとなった場合には、所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

- 第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める 信託業務の委託をするときは、次に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人 を含みます。)を委託先として選定します。
 - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を 行なう体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
 - ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に 適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。) を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存にかかる業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な 行為にかかる業務
 - 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第27条 金融機関または金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した、外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に、当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
 - ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その 計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第29条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第30条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第31条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

- 第32条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、 委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
 - ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
 - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別に これを定めます。

(信託の計算期間)

- 第33条 この信託の計算期間は、毎年10月1日から翌年9月30日までとします。ただし、第1計算期間は、平成24年4月20日から平成24年9月30日までとします。
 - ② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

- 第34条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
 - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
 - ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告を行なわないこととします。
 - ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことができない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることができないものとします。

(信託事務の諸費用)

第35条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第36条 委託者および受託者は、この信託契約に関して信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

- 第37条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配は行ないません。 (追加信託金および一部解約金の計理処理)
- 第38条 追加信託金または一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託に

あっては追加信託差金、一部解約にあっては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

- 第39条 受託者は、信託が終了したときは、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。
 - ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、 その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第40条 委託者は、受託者から償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに、当該償還金を受益 者に支払います。

(信託契約の一部解約)

- 第41条 委託者は、受益者の請求があった場合には、この信託契約の一部を解約します。
 - ② 解約金は、一部解約を行なう日の一部解約または追加信託の処理を行なう前の純資産総額を、 一部解約または追加信託を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該一部解約にかかる受 益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

- 第42条 委託者は、第4条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ④ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者は除きます。以下本項において同じ。)は、受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は、書面決議について賛成するものとみなします。
 - ⑤ 第3項の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる 多数をもって行ないます。
 - ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、 当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意 思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する 場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託 契約を解約し信託を終了させます。
 - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規

定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
 - ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に 背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解 任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、 委託者は、第47条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行な う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
 - ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

- 第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、 受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資 信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をい います。以下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようと する旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は、本条に定める以外の 方法によって変更することができないものとします。
 - ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は、受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は、書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる 多数をもって行ないます。
 - ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
 - ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合におい

- て、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意 の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合には、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受託権買取請求の不適用)

第48条 この信託は、受益者が第41条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付)

- 第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。 (運用状況に係る情報)
- 第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

(公告)

第51条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。 https://www.rheos.jp/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

平成24年4月20日

委託者 レオス・キャピタルワークス株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

親投資信託

(ひふみクロスオーバーマザーファンド)

約 款

レオス・キャピタルワークス株式会社

運用の基本方針

約款第15条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

国内外の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式(上場予定および店頭登録予定を含みます。)、ならびに投資事業有限責任組合契約に基づく権利(金融商品取引法第2条第2項第5号に該当するものをいいます。以下同じ。)を主要投資対象とします。

(2) 投資熊度

- ① 運用にあたっては、国内外の長期的な経済循環を勘案して、成長性が高いと判断される企業の株式を中心に投資をします。
- ② 投資事業有限責任組合契約に基づく権利への投資を通じて、実質的に国内外の未上場株式および未登録株式に投資を行ないます。
- ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ④ ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が一時的にできない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式 (新株引受権証券、新株予約権証券、転換社債、転換社債型新株予約権付社債を含みます。) への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 投資事業有限責任組合契約に基づく権利への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%未満と します。
- ④ 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 先物取引等は、約款第18条の範囲で行ないます。
- ⑥ スワップ取引は、約款第19条の範囲で行ないます。
- ⑦ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第20条の範囲で行ないます。

親投資信託

(ひふみクロスオーバーマザーファンド)

約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

- 第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託 であり、レオス・キャピタルワークス株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者 とします。
 - ② この信託は、信託法 (平成18年法律第108号) (以下「信託法」といいます。) の適用を受けます。
 - ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第14条第1項、第14条第2項および第27条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
 - ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金827,900,000円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き 受けます。

(信託金の限度額)

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金3兆円を限度として信託金を追加することができます。
 - ② 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第43条第1項および第2項、第44条第1項、第45条第1項および第47条第2項の規定による信託終了日までとします。

(受益証券の取得申込の勧誘の種類)

第5条 この信託に係る受益証券(第10条第4項の受益証券不所持の申出があった場合には受益権とします。以下、第6条および第41条および第43条第2項において同じ。)の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項第1号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第6条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするレオス・キャピタルワークス株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

- 第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については827,900,000口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
 - ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の追加信託または信託契約の一部解約(以下「一部解約」といいます。)の処理を行なう前の信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第24条に

規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を追加信託または一部解約を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② 外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ③ 第26条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

- 第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。 (受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)
- 第10条 委託者は、第7条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。
 - ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
 - ③ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。
 - ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。
 - ⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。 この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益 証券を委託者に提出しなければなりません。
 - ⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行 しない旨を受益権原簿に記載し、または記録します。
 - ⑦ 委託者は、前項の規定による記載または記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券 を発行しません。
 - ⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載または記録をしたときにおいて、無効となります。
 - ⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る 受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提 出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

- 第11条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信 託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。
 - ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

- 第12条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1. 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款 第18条、第19条および第20条に定めるものに限ります。)
 - ハ. 約束手形

- 二. 金銭債権
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

- 第13条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。
 - 1. 株券または新株引受権証書
 - 2. 国債証券
 - 3. 地方債証券
 - 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
 - 6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 - 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で 定めるものをいいます。)
 - 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 - 9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 - 10. コマーシャル・ペーパー
 - 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および 新株予約権証券
 - 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 - 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 - 14. 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 - 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 - 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号に定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
 - 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 - 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 - 20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 - 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の 受益証券に表示されるべきもの
 - 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号な

らびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものおよび第14号に記載する証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券(投資法人債券および新投資口予約権証券ならびに外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
 - 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
 - 7. 投資事業有限責任組合契約に基づく権利(金融商品取引法第2条第2項第5号に該当するものをいいます。以下同じ。)
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認める場合には、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資事業有限責任組合契約に基づく権利の時価総額が、信託財産の 純資産総額の100分の50以上となる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券(上場投資信託証券(取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「金融商品取引所」といい、金融商品取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「取引所」といいます。以下同じ。)に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。)な投資信託証券をいいます。)を除きます。)の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(利害関係人等との取引等)

- 第14条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ、信託業法、投資信託及び 投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、 受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第 三者の代理人となって行なうものを含みます。)および受託者の利害関係人、第27条第1項に定め る信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第12条 および第13条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第17条から第20条まで、第22 条から第24条まで、第26条、第30条および第31条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なう ことができます。
 - ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
 - ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場

合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第12条および第13条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第17条から第20条まで、第22条から第24条まで、第26条、第30条および第31条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第15条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

(投資する株式等の範囲)

- 第16条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、前条の運用の 基本方針の範囲内で、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金 融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。た だし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券に ついては、この限りではありません。
 - ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。
 - ③ 前各項の規定にかかわらず、未上場株式または未登録株式のうち、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たすものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。ただし、未上場株式または未登録株式を投資事業有限責任組合契約基づく権利への投資などを通じて間接保有する場合には、当該間接保有先が監査を受けていれば、この限りにありません。
 - 1. 金融商品取引法第24条の規定に基づき有価証券報告書(金融商品取引法第5条に規定する有価 証券届出書を含みます。)を提出している会社で、当該有価証券報告書に監査意見が無限定適正 意見である旨の監査報告書が添付されている会社の発行するもの
 - 2. 公認会計士または監査法人により、会社法 (平成17年法律第86号) (以下「会社法」といいます。 以下同じ。) に基づく監査が行なわれ、かつ、その監査意見が無限定適正意見である旨の監査報 告書が添付されている計算書類等が入手できる会社の発行するもの
 - 3. 公認会計士または監査法人により、金融商品取引法または会社法に準ずる監査が行なわれ、かつ、その監査意見が無限定適正意見である旨の監査報告書が添付されている財務諸表等を入手できるものであって、今後も継続的に開示が見込める会社の発行するもの
 - 4. 外国株式であって前3号に準ずるもの

(信用取引の指図範囲)

- 第17条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
 - ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産 総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する売付けの一部

を決済するための指図を行なうこととします。

(先物取引等の運用指図・目的)

- 第18条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
 - ② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
 - ③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図・目的)

- 第19条 委託者は、価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取 金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取 引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
 - ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
 - ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行な うものとします。
 - ④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、 担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的)

- 第20条 委託者は、価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡 取引を行なうことを指図することができます。
 - ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
 - ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに 算出した価額で評価するものとします。
 - ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
 - ⑤ 本条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的な利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

⑥ 本条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭、またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

(デリバティブ取引等に係る投資制限)

第21条 デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

- 第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各 号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に 相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の空売りの指図および範囲)

- 第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、有価証券(第24条の規定に基づき信託財産により借入れた有価証券を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
 - ② 前項の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(有価証券の借入れの指図)

- 第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
 - ② 前項の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内としま

す。

- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第25条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

- 第26条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
 - ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
 - ③ 委託者は、前項の限度額を超えることとなった場合には、所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

- 第27条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託 業務の委託をするときは、次に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みま す。)を委託先として選定します。
 - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行な う体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
 - ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存にかかる業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 - 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第28条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した、外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に、当該金融機

関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第29条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をする こととします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
 - ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、 すみやかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第30条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第31条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

- 第33条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
 - ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
 - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

- 第34条 この信託の計算期間は、毎年7月26日から翌年7月25日までとします。ただし、第1期計算期間は、2024年9月12日から2025年7月25日までとします。
 - ② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

- 第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者 に提出します。
 - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
 - ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告

を行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことができない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることができないものとします。

(信託事務の諸費用)

第36条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息 は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第37条 委託者および受託者は、この信託契約に関して信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第38条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配は行ないません。 (追加信託金および一部解約金の計理処理)

第39条 追加信託金または一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあって は追加信託差金、一部解約にあっては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

- 第40条 受託者は、信託が終了したときは、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権 口数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。
 - ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第41条 委託者は、受託者から償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに、当該償還金を受益者に 支払います。

(信託契約の一部解約)

- 第42条 委託者は、受益者の請求があった場合には、この信託契約の一部を解約します。
 - ② 解約金は、一部解約を行なう日の一部解約または追加信託の処理を行なう前の純資産総額を、一 部解約または追加信託を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該一部解約にかかる受益権 の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

- 第43条 委託者は、第4条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利 であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託 契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解 約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券 投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ④ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者は除きます。以下本項において同じ。)は、受益

権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は、書面決議について賛成するものとみなします。

- ⑤ 第3項の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる 多数をもって行ないます。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該 提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示 をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適 用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約 を解約し信託を終了させます。
 - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定に 従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第45条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第46条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
 - ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第48条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
 - ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

- 第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は、本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
 - ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。

この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は、受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は、書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、 当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思 表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であって も、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合 には、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受託権買取請求の不適用)

第49条 この信託は、受益者が第42条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第43条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付)

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。 (運用状況に係る情報)

第51条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。 (公告)

第52条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。 https://www.rheos.jp/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第53条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

2024年9月12日

委託者 レオス・キャピタルワークス株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社